

英国及び西独の開発援助
(業務参考資料)

昭和63年2月

国際協力事業団

情管

JR

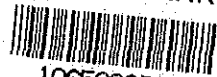
88-7

ARY

英国及び西独の開発援助
(業務参考資料)

昭和63年2月

JICA LIBRARY



1065200E6J

国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '88. 5. 6	931
登録 No. 17547	36
	GAI

まえがき

本資料は、国際協力事業団フランス事務所が1987年11月、英国及び西独の対
外援助についての調査結果並びに本調査において収集した資料を抄訳として
取りまとめたものです。

両国の対外援助政策と援助実施振りについては、わが国にとっても参考にな
る点多々ありますので、業務参考資料として広く活用していただければ幸い
です。

昭和63年2月

国際協力事業団

総務部長 高橋 雅 二

目 次

A. 英 国

英国の対外援助

I. 援助の理念	3
II. 援助政策	4
III. 援助実績	7
IV. 援助機関	8
V. 援助全般についての最近の新傾向	13

B. 西 独

I. 西ドイツの開発援助政策

(DEVELOPMENT POLICY OF THE FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY 抄訳)	17
---	----

II. 西ドイツ政府による1987/88 DAC年次審査のための覚え書

(MEMORANDUM of the Government of the Federal Republic of Germany for the DAC Annual Review 1987/88 抄訳)	37
---	----

A. 英 国

英国の対外援助

I 援助の理念

—理想主義と国益の狭間で—

1. 援助プログラム遂行上の基本理念

○理想主義 (idealism) と国益の共存

「正しいことをするというのは、英国のためになることをすることでもある。」

(by Christopher Patten MP—海外開発大臣)

2. 援助によって英国が得るもの

- 1) 英国の国際社会における影響力の拡大
- 2) 英国製品の市場拡大
- 3) 世界各地で繰り上げられている紛争の沈静化への貢献
- 4) 国民レベルでの援助努力は、国民生活に新しい息吹きをもたらし、ひいてはより豊かな生活への活路を開く。

3. 援助の政治的側面

1) Commonwealth (英連邦) 諸国優先 (二国間援助の3/4はCommonwealth諸国への援助)

2) 人権擁護重視 (ex. カンボジア難民救済, エチオピア飢餓救済)

3) 反アパルトヘイト

南部アフリカ前線国への積極的な援助

(Southern African Development Co-ordination Conference -SADCCへの支援。

SADCCはアンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエの9カ国が加盟する機構で、南アフリカ共和国への経済依存を減らし加盟国間の貿易を促進させようとするもの。英国は特に輸送分野で援助している。)

4. 援助と商業上利益

—英国と途上国の結びつきは計りしれない長期的な商業上の恩恵をもたらす—

1) 援助により英国国内に新たな雇用創設

2) 英国商品、サービスの市場拡大、外国貿易促進

Aid and Trade Provision (ATP) —援助貿易準備資金プログラムのもと、1986年度£78million支出されたが、これは£1の援助から£3の商業上の取り引き

をもたらす結果を生んだ。

5. 人道上の配慮

- 1) 緊急援助への積極的な取り組み
- 2) 食料援助, 環境問題の重視

6. 開発のための援助

アフリカ援助への多様な取り組み

- 体制・政策改革 ○構造調整
- 債務問題 ○環境保全 (砂漠化防止)
- 自助努力推進 ○農業開発 etc.

上記3～6すなわち政治的意図, 経済的利益, 人道上の配慮, 開発推進の4要素が英国援助政策を形づくる理念として存在し, これらが相互に絡みあって実際の援助政策及びプログラムが決定されている。

7. 今後の課題

- 1) 婦人と開発 (開発における婦人の役割の重視)
- 2) NGOの強化・支援 (一層幅広い参加を期待)
- 3) 開発のための調査研究

(海外開発庁 (ODA) の2つのscientific unit :

- ①Land Resources Development Center -土地資源開発センター
- ②Tropical Development & Research Institute -熱帯開発研究所を中心として)

II 援助政策

〔基本政策〕

- 援助はあくまでも英国の救済状態次第である。
- 限られた財源の枠内で途上国の貧困を救済しより一層の平和と安定のための条件づくりに役立つよう, 並びに英国経済が著しく依存している世界貿易の拡大に貢献するよう援助が実施されなければならない。
- 自由貿易体制の継続のために国際環境を維持することが大切である。貿易は途上国の開発にとって最も重要なものであるとの観点から途上国の市場開放につながるよう援助は使われるべきである。
- 政治上, 産業上, 商業上の配慮の優先 (援助プログラムの選定に際して)

1) Commonwealth諸国との連携の重視

2) 二国間援助の大方はタイト・エイド（1986年度約80%）。英国企業にビジネスの機会を与える援助の意義を積極的に評価。

多国間援助はアンタイトだが国際入札で英国企業の落札率は高く、英国が多国間援助機関に出資、拠出する分以上の見返りがある（出資・拠出£1に対し見返り£1.20）。

3) 1977年7月に設立された援助貿易準備資金（Aid and Trade Provision-ATP）プログラムは当初二国間援助の約5%を占めていたが、今や10%近くになっている。

これは、他国の混合借款に対するマッチングとして、途上国においてビジネス活動を営む英国企業が利益を得られるような開発プロジェクトを支援するとともに英国企業が他国企業と比べて不利にならないよう政府の贈与資金を使って（まれにクレジット・ラインの供与もある）、他国企業と競争条件を同一にするために創設された。

4) 英国の政治上、経済上の利益が絡んでいる新しい開発分野に、より柔軟にしかも迅速に対応できるよう「臨時費」の増加。

○どの形の援助（プロジェクト援助、セクター援助、技術協力あるいはプログラム援助）が適切かといった問題に対しては柔軟なアプローチをとる。

○援助効果を高めるため、援助評価（事前評価）の充実、援助行政の一元化。

○NGO援助への積極的な支援。

〔セクター別援助政策〕

※ 重点セクター (1)農業（及び食糧生産）

(2)教育・研修

(3)保健（primary health care）

(1) 農業（及び食糧生産）

○対アフリカ二国間援助の30%以上が農業及び農業関連分野に費やされている。

○特にマンパワー協力、また熱帯農業に関する研究活動に重点が置かれている。

○アフリカ諸国との政策対話を通じて、国レベルでの農業政策の改善に貢献。

◀しかしながら、実際には、農村開発への支出は非常に小額にとどまり、むしろサブ・サハラアフリカ諸国への農業援助は、ゴム、砂糖、コーヒー、ティーンのような高価格商品作物生産への支出が主体となっている。▶

(2) 教育及び研修セクター

○途上国（特にアフリカ）の教育セクターへの援助は、マンパワー養成という

観点から教育の質を高めるよう、効率的効果的な教育システムの変革に力点をおいている。

- 英国の教育セクターへの援助は、プロジェクト化する傾向にある。すなわち、被援助国の特定のニーズに見合うよう援助対象の発掘が行われ、このニーズを満たすような援助パッケージの一部として教育セクターへの援助が行われている。従って、全体的な「教育援助政策」は存在しない。
- 海外開発庁（ODA）本部、ODA海外事務所を担当官並びにODAアドバイザー、British Councilの調整によって援助プログラムは進められるが、あくまでも国別プログラムに沿った形で行われる。
- 特に英国に顕著な援助方法としては、途上国における英語教育（English Language Teaching－ELT）の普及・進歩が挙げられる。被援助国の要請により、初等教育でのカリキュラムの作成、教師の指導技術の向上、あるいは大学教員・学生を対象に各専門分野（特に自然科学系）における教材の開発等幅広くELT専門家が派遣されている。
- その他、開発プランナー、行政担当官、管理層、教育アドバイザー等に対する研修、及びいろいろな種類、レベルでの職業教育・技術研修に対し援助が行われている。
- また、教科書及び関連教材の提供、図書館サービスの向上への協力等が教育セクターへの援助の一貫として行われている。

(3) 保健及び人口

- 途上国における大衆へ基本的な保健サービスを提供しようという「プライマリー・ヘルス・ケア」概念に基づき、母親と子供の保健プログラム並びに家族計画プログラムの推進に重点が置かれている。
- また、世銀、WHO等が進めている農村保健プログラム、基礎薬、ワクチン供給のための行動計画等にも共同参加している。
- 人口問題に関する援助としては、アフリカ諸国における人口急増によって引き起こしている諸問題に特に焦点が当てられている。
- その他、AIDS対策プログラム推進のため、WHOへの特別出資協力等が注目される。

III 援助実績

1. 英国の政府開発援助 (official development assistance-odaの過去の実績 (支出純額ベース) は下記のとおりである。

年	1982	1983	1984	1985	1986
£百万	1,028	1,062	1,070	1,180	1,193

2. 1986年の援助実績

1) 英国のodaは支出純額ベースで全世界 (OECD諸国, OPEC諸国, CMEA (コメコン) 諸国等) からのodaの約4%を占める。アメリカ, 日本, フランス, 西ドイツ, イタリアに次いで世界第6位の援助国である。

2) 途上国への資金の流れについて国連が採択した3つの目標に対する英国の達成率については,

① 全資金 (oda+oof+pf) の対GNP比1%目標については達成した (1986年1.34%)

② 支出純額ベースodaの対GNP比0.7%目標

英国はこの目標を期限なしで受諾しているが, 1986年は0.32%とDAC諸国平均0.36%を下廻り, 0.7%達成には程遠い。

③ LLDC諸国向けのoda (支出純額ベース) の対GNP比0.15%目標

英国はこの目標も期限なしで受諾している。

1985年は0.10%と目標達成には至らなかったがDAC諸国平均0.08%と上廻った。

3) 援助を二国間援助, 多国間援助に大別すると, 1986年については二国間援助が, グロスの支出ベースodaの62% (£ 847million), 多国間援助がグロスの支出ベースodaの38% (£ 511million) を占めている。

① 二国間援助

英国政府すなわち企画立案から実施までを一貫して担当する海外開発庁 (ODA) と受益国政府との二国間協定に基づく直接援助の場合と, ODAが他の援助実施機関 (British Council Commonwealth Development Corporation等政府機関, NGO) の二国間援助プログラムを補助金を介して間接的に援助する場合とがある。

援助形態としては資金援助と技術協力。しばしば両者は相互補完の関係にある。

英国の二国間援助の供与先は約120カ国に及ぶが、援助額の3/4は英国と政治、文化面で関係の深い英連邦 (Commonwealth) 諸国向けである。

大口受取国として

インド	£143million	(二国間援助の16.9%)
マレーシア	54 "	(" 6.4 ")
バングラデッシュ	38 "	(" 4.5 ")
ザンビア	35 "	(" 4.1 ")
ケニア	34 "	(" 4.0 ")
スーダン	23 "	(" 2.7 ")
パキスタン	21 "	(" 2.5 ")
ガーナ	19 "	(" 2.2 ")

英国の二国間援助は最貧困を重視しており、1986年の二国間援助の62%が50カ国の最貧困向けである。最貧困に対してはローンよりも100%グラントの形態をとっており、また過去の債務を帳消しにする措置を講じている (既に21カ国に対して£987million分実施済)。

②多国間援助

1986年の主要な国際機関への出資・拠出は次のとおり

EC (ヨーロッパ開発基金を含む) 向け	£223million
世銀グループ (IBRD, IDA等)	£154million
国連機関 (UNDP, FAO, UNHCR, UNICEF 等)	£83million
地域開発銀行 (AsDB, AfDB, IADB等)	£36million
Commonwealth Programme (Commonwealth Fund for Technical Cooperation)	£8million

IV 援助機関

英国の政府開発援助は企画立案から実施まで海外開発庁 (Overseas Development Administration-ODA) の責任の下、一元的に実施されている。

1. ODAの歴史は、英国の政権の性格 (保守党政権か労働党政権か) により大きく左右されてきた。労働党政権の場合は海外開発省 (Ministry of Overseas Development) として独立した省になり、保守党政権になると海外開発庁として外務・英

連邦省 (Foreign and Commonwealth Office) の一外局に編入されることを繰り返してきたが、1979年5月労働党から保守党への政権交代に伴い、海外開発省から再び外務・英連邦省の外局に復し現在に至っている。

2. ODA長官は外務・英連邦担当の閣外務大臣を兼任する海外開発大臣 (Minister of State for Foreign and Commonwealth Affairs and Minister for Overseas Development) であり、外務・英連邦大臣 (Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs) の指揮下にある。外務・英連邦大臣が議会に対するODA業務の責任者となる。

3.

1) ODAのスタッフは約1,500名

2) 1981年にスコットランド地域強化 (雇用創設) 政策の一環として、ODAの本部はロンドンとスコットランドのイースト・キルブライド (グラスゴーの近郊) の2カ所に分割された。イースト・キルブライドの本部は専門家のリクルート・派遣業務、かつて途上国で英国の援助プログラムの下に勤務した元公務員への年金計算等主として技術協力 (overseas man-power services) 関係を所掌している。

3) ODA本部の組織は、アジア、アフリカ、太平洋、地中海、中東、カリブ海、南大西洋、ラテン・アメリカの地域部局、教育、保健、人口、天然資源、環境、エンジニアリング、海外マン・パワー、国際機関等の専門部局、そして援助政策、財務等の管理部局で構成されている。(P. 12組織図 参照)

4) ODAは下記の5カ所に大使館とは独立した海外開発事務所 (広域地域事務所)を設置している。各事務所とも行政職、専門職、アドバイザーを抱えており、その地域の開発プログラムの計画、実施を担当している。資金援助にしろ技術協力にしろある程度承認決定権限を本部から移譲されている。(100万ポンド未満の小規模プロジェクトについては事務所限りで承認できる。)

①東アフリカ地域 事務所—ナイロビ (ケニア)

②南アフリカ " " —リロングウェ (マラウイ)

③東南アジア " " —バンコク (タイ)

④カリブ海・ラテン・アメリカ" "—ブリッジタウン (バルバドス)

⑤太平洋 " " —スバ (フィジー)

5) ODAの予算は毎年公共支出計画書 (Public Expenditure White Paper) の中の援助計画書 (Overseas Aid Programme。ODAが作成) に計上される。Aid Programmeの最近の推移は次のとおり。

会計年度 (4月1日～翌年3月31日)	ネット (£ million)	グロス (£ million)
1981-1982	960	1,016
1982-1983	965	1,033
1983-1984	1,031	1,100
1984-1985	1,096	1,165
1985-1986	1,126	1,193
1986-1987 (見込み)	1,181	1,249

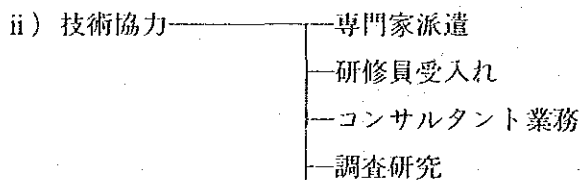
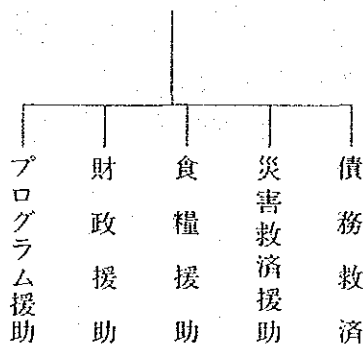
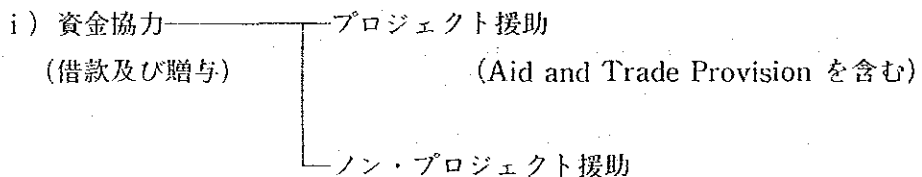
会計年度1987-1988のネットAid Programmeは前年度に比べ£ 48million以上増の£ 1235millionとなった。

1988-1989, 1989-1990には更に, 1986-1987の各々£ 88million増, £ 128million増となる見込みである。これは緊縮財政にもかかわらず実質ベースで1986-1987のレベルを当分維持させたいとの英国政府の強固な意志のあらわれである。

6) ODAの業務内容

① 多国間援助機関に対する出資・拠出

② 二国間援助



機材供与
年金付与

③NGO機関に対する贈与

代表的なものとして

i) Joint Funding Scheme (共同出資計画)

寄付や無償奉仕によって運営されるNGO機関の政府ベースの援助で取り上げられにくい草の根レベルの小規模プロジェクトに1対1の割合(pound for pound)で、すなわちプロジェクト費用の半分を最長5年間出資する。

1986年は40のNGOの700の新規プロジェクトに£ 5.4million分贈与した。

代表的なNGOとして、Oxfam, Christian Aid, Catholic Fund for Overseas Development, Save the Children Fund等

ii) British Volunteer Programme (英国ボランティア派遣計画), Voluntary Service Overseas (VSO), Catholic Institute for International Relations (CIIR), International Voluntary Service (IVS), United Nations Association International Service (UNAIS) の4つのボランティア派遣機関への贈与(1986年, 合計£ 7.7million)。各機関とも収入の大部分(90%)をODAに依存しているが、独立した慈善団体として登録されているので収入の少なくとも10%は募金する義務がある。

④他の援助関係政府機関との協力

i) Commonwealth Development Corporation

(英連邦開発公社)

途上国の公共・民間部門に対する投資を実施。

ODAに計上された援助予算から長期・低利の借入金によってまかなわれているため、ODAの監督権が強い。

ii) British Council (英国文化協会)

文化、教育、科学に関する技術協力を実施。

予算の1/3はODAから来ているが、2/3は外務・英連邦省から直接出資されている。

文化、教育、科学分野で独自に技術協力を実施する場合と、ODAから委託されて実施する場合もある。

iii) Crown Agents for Overseas Governments and Administrations (ク

ラウン・エージェント)

ODAの組織

ODA ORGANISATION

SECRETARY OF STATE FOR FOREIGN AND COMMONWEALTH AFFAIRS

The Rt Hon. Sir Geoffrey Howe QC MP

MINISTER OF STATE FOR FOREIGN AND COMMONWEALTH AFFAIRS and MINISTER FOR OVERSEAS DEVELOPMENT

Christopher Hatten MP

PERMANENT SECRETARY

John Cairns CBE

DEPUTY SECRETARY

R.M. Ainscova

UNDER SECRETARIES

Africa
N B Hudson

Central & Southern Africa

M L Cahill
Eastern Africa
M P A Ardshid
W & N Africa & Mediterranean
R W Houston

Asia & the Oceans
R C Somerset CMO CVO

Heads of Department

Eastern Asia
R M Graham-Harrison
Southern Asia
R G M Manning
Latin America, Caribbean & Pacific
C R O Jones
South Atlantic & Gibraltar
C P Raleigh

International
J L F Blair

European Community
J D M Freeman
Int Financial Institutions
K G W Hirst
UN & Commonwealth
R G Pettit

Heads of Development Divisions (海外事務所)

Southern Africa (Lilongwe)
G M Stegmann
Eastern Africa (Nairobi)
M C McCulloch

South East Asia (Bangkok)

V McClear
Caribbean (Bridgetown)
M G Lewin
Pacific (Suva)
J W Hodges

UNDER SECRETARIES
Heads of Profession

Chief Natural Resources Adviser
A J Bennett

Head of Department
Natural Resources & Environment
R J Hilliam
Directors of Scientific Units
Land Resources Development Centre
A J Smith
Tropical Development & Research Institute
C A Beattie

Senior Specialist Advisers

Principal Agricultural Adviser
J R Girdleach
Natural Resources Research
Dr J C Dimes
Environment
Dr J J Haines
Animal Health
G G Ireland, Dr A D Iwan
Fisheries
J Stowman, Dr J Tarbit
Forestry
W J Howard, R H Kemp

Chief Economist
Dr J M Healey

Senior Economic Advisers
J T Roberts
J J Sandrick
J B Wilmshurst
A G Crenshaw

Senior Specialist Advisers
Statistics
R M Allen
Finance & Management
K B Robson
Social Development
Dr S J Childer

UNDER SECRETARIES

Principal Finance Officer

J M M Venster

Principal Establishment Officer

J V Kerby

Heads of Department/Units

Accounts
D S Fish
Aid Policy
R R Ison
Evaluation
J C H Munn
Finance
D L Stanton
Internal Audit Unit
I B Fitzpatrick
Investment & Crown Agents
W Johnson

Establishment & Organisation
M S S Unsworth
Information & Disaster/Refugee Units
J C Alachin
Management Review Staff (Joint FCO/ODA)
R F Capper
Overseas Manpower Services
Mrs P M Wilkinson
Pensions
M A Fraser

Heads of Profession

Chief Engineering Adviser
J D Pike

Senior Specialist Advisers
Renewable Energy
J D J Harrison
Architecture
W H Houghen-Hawker, J B Shelly
Electrical & Mechanical
R P Jones

Chief Education Adviser
Dr R O Iredale

Head of Department
A J Watkins
Education Advisers
Dr H J Stead
J G Neaves

Chief, Health/Population Divn
Mrs B M Kelly

Senior Specialist Advisers
Medical
Dr P J Kay, Dr J R Chen
Nursing & Health Services
Miss M Pollock
Dr S S J Macneil

英国及び外国の中央政府、地方政府その他公共機関を顧客として、物資調達、船積、保険業務、金融、証券業務等の代理業務さらにはマネージメント・コンサルタント、エンジニアリング・コンサルタント業務も実施している。

ODAはCrown Agentsの親官庁であり、商業ベースの委託契約で結ばれた得意先である。

V 援助全般についての最近の新傾向

1. 環境

- 多くの途上国では人口急増に伴い、やせた貧しい土地に農業地域の余剰人口の大規模な移動が行われ、その結果自然環境の破壊がますます進行するという事態が生じている。
- このような状況において「持続する経済発展は環境への配慮を怠ることなく進められなければならない」という観点から援助活動に環境への配慮をより密接に結びつけようという努力が行われている。
- 援助プロジェクトが環境に及ぼす影響を考慮に入れるべく政策ガイダンスが策定され、またプロジェクト・スクリーニングの際のチェック・リストも用意されている。
- ODAのスタッフの環境グループは、OECDの環境委員会のメンバーも兼ねている。ODAは専門の環境リサーチアドバイザーを有している他、1986年「天然資源と環境」部局を新たに設けODAの環境問題についての政策を発展させている。

2. 開発における婦人の役割

- プロジェクト準備の段階でODAでは2人の専門の社会問題アドバイザー（常勤）がどの程度社会的な要因がプロジェクトの成否に影響を与えるかを検討し、また当該プロジェクトが婦人の権益擁護につながるようしかるべき政策提言を行っている。
- しかしながら、ODAの婦人問題への取り組みは今後の検討課題といった色彩が強く、以下の点でこれからの努力が必要とされている。
 - 1) 性別による援助統計を充実させる必要がある。
 - 2) 援助を受ける側においては、男女の別により異ったニーズあるいは異った

優先順位があることをプロジェクト担当者が認識する必要がある。

- 3) 当該プロジェクト付近の住民（婦人）が現実に関心を持ち何を必要としているかにより一層の関心を持つ必要がある。

(了)

B. 西

独

西
独

1. 西ドイツの開発援助政策 —1986年政府公報抄訳

目 次

序 文	19
〔1〕 開発途上国の現状	21
開発の成果	21
成長の格差	21
安定と政治的独立	22
社会・文化的変化	22
南北関係	23
債務と開発	23
貿 易	24
財政見直し	25
〔2〕 開発援助政策の目的と原則	25
目的：開発	25
国家政策における開発協力	26
自助のための援助	26
援助の範囲	26
効率を増す開発援助	26
資金の地域配分	27
分野別プライオリティ	27
〔3〕 開発協力の形態	29
二国間援助	29
ECを通じた開発援助	31
多国間援助	31
民間協力	32
NGOによる開発援助	33

州政府，地方公共団体による開発援助	33
その他の分野の協力	34
(4) 展 望	34

西ドイツの開発援助政策

—1986年政府公報抄訳

序 文

開発援助が世界的規模で開始されて以来30余年が過ぎ、この間、開発途上国は、成長を遂げたが、飢餓や絶対的貧困は世界の各地で未解決のまま残っている。私たちにとって、開発途上国は、貿易のパートナーとしてのみ大切であるのではない。世界が継続して平和と安定を享受するためには、開発途上国が国際分業の恩恵に浴し、発展の機会を与えられることが必要である。

1986年3月19日連邦政府は、近年來の開発援助政策に対し、新しい方向付け (Neuorientierung/reorientation) を行った。この背景には、80年代初めにおける債務の増大、サブサハラ地帯の慢性的経済危機や、これらの問題が解決しえないのではないかという懷疑の増大などがあるが、むしろそれに加えて、第三世界の諸国が総じて自らの経済改革に取り組むべく態勢を整えつつあるという事実にも基くものである。

この新しい政策は、開発援助は道義的責任に基き、長期的視点に立つ政治的・経済的理由に則るものであるという前提より出発する。即ち、経済協力諮問委員会が指摘したように、私たちは義理で援助を行うわけでもなければ、罪の意識に基きそれを行うのでもない。

国家の経済的及び文化的発展は、各国民の自助努力によるものであって、開発援助は、そうした努力を助長するためのものである。この援助は、次の三つに分類される。

- ・ 基本的要求を充足するための援助、即ち、飢餓や貧困をなくすために最貧困層に対して行われる援助。
- ・ 各国の経済社会的多様性を考慮し、それに応じた発展を促すための援助。
- ・ 開発途上国相互の地域間協力を助長し、更にそれを世界経済にインテグレートするための援助。

これらの援助は、開発途上国が自らの技量で達成可能な妥当な枠組を自らの手で構築する場合にのみ、有効となり得るだろう。従來の経験によれば、安定した法治国家で、市場経済原理に基き、生産性増大に対するインセンティブを社会的システムとして持つ場合に、援助は最も有効となり得た。

一方、インフレなき成長を継続し、開発途上国の生産物に対し市場を開放することは、先進工業国の責務である。

(開発途上国をめぐる情勢の変化に加えて)、私たちが新しい開発援助政策を打ち出したもう一つの理由は、援助の効率性に関するものである。私たちの開発援助には、まだ多くの無駄がある。援助は、政治対話や他の援助国との調整、更に、結果の評価／フィードバックによってより効果的になり得るものである。

開発援助の基本的課題でありながら、十分に達成されていないものの一つに貧困層への援助の問題がある。これについては、この分野で経験の豊富なNGOとの協力を拡大すると同時に、被援助国政府に対し、自助努力を促すべく働きかけなければならない。

他の国家政策と同様に、私たちの援助政策も「国家に役立ちかつ国家を害悪から守ること」という憲法の規定に則らなければならない。同時に平和を守ること、あるいは、問題の解決にあたって武力を行使しないことという原則も守らなければならない。

(これらの原則に関し) 第三世界の諸国の開発を援助するという私たちの主要目的は、外交政策や経済政策(の目的)と矛盾するものではない。私たちの国益を守ることによって、開発途上国の国益が害されることは決してない。ある国が開発計画により先進工業国より、物資の調達が必要となった場合、私たちがその供給を行い、私たち自身もそれによって、経済や雇用創出にかかる利益を得る。開発援助の資金源が税金である以上、開発援助が他国の競合産業の利益にならぬようにすることは、当然のことである。

今度の新しい政策により、近年盛んであるところの開発援助に対する悲観論の欺瞞が立証される。援助する側、される側の双方に誤ちを是正する試みがなされなかったのは事実であるが、過去の成果は、成果として強調されるべきである。総じて、何か問題があると批判する側はそれを一般化しがちであるが、それは妥当ではない。この分野において多くの方は、より多くのしかもとりわけ即効的な成果を期待する。また発展とは、文化的変化を伴う長い歳月を要する過程であるということ、金銭や外国政府による援助によってのみ、もたらされるものではないこと、また歴史的にも明らかのように、誤ちや失敗を伴わざるをえないことなどの点は、まだ十分に理解されていない。

開発援助政策には、より地道なアプローチが必要とされる。先日大統領が述べたように、忍耐と意志、自己批判し誤ちから学ぶ能力、そして多くの勇気が肝要である。(Jürgen Warnke: 経済協力省大臣)

〔1〕開発途上国の現状—分析と結果

〈開発の肯定的及び否定的成果〉

1. 総じて過去25年間の成果は、肯定的に評価しうる。
 - 1960～85年における実質平均成長率は、約5%である。
 - 1960年より、1人当たりの所得は倍増した。この間、人口は50%増加したにもかかわらずである。
 - 1960年に42歳であった平均寿命は、82年に59歳となった。また乳幼児死亡率は、半減した。
 - 世銀の推定によれば、就学率は25年前の50%より、94%に増加した。
 - 最貧国においてさえ、1人当たりの所得は、1960年より約50%増加し、更に食糧事情・健康などのBHNの分野で大きな改善がみられる。
 - 開発途上国の総人口の55%以上が集中する中国・インド・インドネシア及びパキスタンにおいて、主食の自給が達成された。
2. しかし、絶対的貧困と飢餓は解決されていない。多くのアフリカ諸国、又アジア・ラテンアメリカにおいても、最低生活レベルは全ての住民に対し、確保されてはいない。

〈第三世界の諸国間にみられる成長率の格差〉

3. 20年前に同じレベル同様の状況にあった諸国の現状は、各々の国が採用した経済政策により、大きく異なっている。これより結論として、グローバルな解決策は、(あまり)有効ではなく、むしろ各国、各地方の固有の状況を考慮した援助が望まれる。
4. ほとんどのアフリカ諸国は、危機的状況にあるが、問題は多様である。単一作物、貯蔵・輸送力の不足、構造的瑕疵により助長された食糧不足による輸入の増大、停滞する産業などがあり、更に政治不安、内乱により状況は悪化する。サブサハラ諸国においては、1984年の早魃以来の危機的状況が、たとえ天候が回復しても、恒常化する虞れがある。

アフリカが抱える多様な問題には、多くの原因がある。早魃、80年代前半の世界的不況、一次産品価格の下落などに加えて、開発途上国側の責に帰すべき要因として、都市に偏重した開発政策、自国通貨を過大評価した為替レートの設定など、更にアフリカの多くの国では、現況の経済力からして過剰に高い出生率によ

る人口増加などがある。

アフリカを援助した諸国も咎められる。不適切な開発計画や、単なる威信高揚のためのプロジェクトなどのために、資金が誤用されたことに加え、援助国間の調整——これは開発途上国の行政能力では困難——がほとんどなされなかった。

現在、アフリカにおいて必要な経済改革に積極的に取り組む国が増えてきている。開発援助は、そうした国々を励ますべく行われなければならない。

5. ラテンアメリカでは、過剰な対外債務が成長を妨げている。過大な公共セクターと非生産的な産業への補助なども問題となっている。経済の明るい見通しを回復し、かつ経済危機の主因の一つである資本の流出を止めるために、構造的調整が望まれる。
6. アジアでは、発展レベルの格差が顕著である。またこの地域で注目すべきことは、インド、中国及び東アジアの諸国の人口密集地帯における発展である。インド、中国については、80年代前半の世界不況の影響をあまり受けなかったこと及び、健全な財政・経済政策が効を奏した。
7. 韓国、シンガポール、マレーシア、台湾などの東アジア諸国の成長は、経済政策の結果である。成功の主因は、輸出増大及び健全財政を目指した政策であるが、市場原理に基づく政策を行ったことも注目される。これらの国は、従来の経済援助よりはむしろ、別の形態の経済協力に依存している。

〈開発途上国の安定と政治的独立〉

8. 第三世界の不安定さの原因として、経済問題の恒常化、社会的・宗教的紛争、部族間の抗争、更に遅すぎるあるいは性急な社会改革などがある。第三世界における抗争は、しばしば東西対立により激化する。一方、真の意味での非同盟や、地域内協力は、安定度を増す要因である。
9. 安全を確保するための防衛費は、最貧国を含む開発途上国において増加している。軍事費を補うため援助を行うのではないが、兵器の製造・輸出を行う開発途上国も増えてきており、兵器と開発との関係においては、先進工業国は防衛費をカットして援助を増やすべきだと単純に言い切れなくなってきている。(しかし)兵器類の輸出制限は西ドイツの従来からの政策であり、開発援助政策もこの政策に拘束される。

〈開発と社会・文化的変化〉

10. 開発は、社会的緊張や摩擦を引き起こすことがある。一方、社会・文化的変化の方向、速度、特性などは外部から容易に予見できるものではない。従って、開発政策は、もしそれが社会・文化の大幅な変化を志向するものであれば、あくま

でも可能な限り現在の社会・文化的状況を与件として試行されるべきである。

〈南北関係〉

11. 70年代にはおおむね対立関係にあった先進工業国と開発途上国も80年代初頭において、世界経済再編の必要から、プラグマティックな解決を国連の専門機関、GATT、IMF、世銀、ECなどにおいて志向するようになった。
12. 南北間の交渉の成果は、特定の分野においてかなりみられた。IMFや世銀の各委員会での成果がその例である。また、ECとACP諸国(アフリカ、カリブ海、大洋州諸国) ECとASEANなどの地域間協力も有効であった。ECは更に湾岸諸国、中央アメリカ、アンデス条約国などとの同様の協力も検討している。

これらのセクター別、地域別協力のほか、南北問題全般にかかる議論は国連において行われている。

〈債務と開発〉

13. ほとんどの開発途上国は、先進工業国からの資本に依存している。その資本が生産的な投資に用いられる限りにおいて、対外債務は健全な経済過程の一部である。
14. 70年代半ばに相次いで生じた要因により、過剰な債務が発生した。
 - 73~74、79~80のオイルショックにより原油価格は10倍になった。これによる打撃を避けるため、多くの石油輸入国が、従来以上の外貨導入を行った。一方、一部の石油輸出国は、将来の収益を過大評価し、無駄な投資と浪費を行った。
 - 先進工業国がインフレを克服し、インフレ率が利率を下回った時、債務国はまだオイルショック後への適応を終えておらず、債務の返済は更に困難になった。
 - (途上国においては) 自国通貨の信用失墜と経済不安により、急速な資本流出が生じ、これによって更に投資のための資金が不足した。
15. 債務の性格と規模は多様であるが、いずれにせよ大幅な債務の削減と他のマクロ経済的不均衡の是正は不可欠である。このために、先進工業国は、インフレなき成長を持続することによって利率を更に下げるための条件を整えること及び債務国に対し、市場を開放しかつ拡大しなければならない。
16. IMFが短・中期的国際収支の均衡回復における中心的役割を果たすのに対し、世銀は、成長を目指した構造調整と長期的国際収支の均衡維持に貢献する。これらの機関が資金を提供するにあたって、ラテンアメリカの債務国が、民主化に向けて努力していることに特に留意すべきである。
17. 債務問題は、最優先に検討されなければならない。

ラテンアメリカでは、債務国政府と共に、先進工業国の商業銀行も重要な役割

を担う。銀行は、債務国への資金の流れを維持するために不可欠である。融資に際しては、リスクを検討しかつ堅調さや熱度を考慮しなければならない。また、資本の流出を阻止し、投資環境の改善も図らなければならない。

18. ブラックアフリカの債務国について、西ドイツ政府は、IMFあるいは世銀の提言に応じて、改革を行う国に対してより考慮し、それらの改革を促進するための援助を行う。
19. 西ドイツ政府は、有効な改革を実施している債務国が、更に状況を改善するため努力することを公約した場合、それらの国に対し、数年に亘るリスケジュールを提言する。西独政府はまた、24ヶ国のLLDCに対し、総額40億DMの債務帳消しを行った。
20. 輸出を増やし、債務危機を打開するため、債務国は生産性を増大させなければならない。そのため、西ドイツ政府は、これらの国の改革プログラムに考慮を払いつつ、これらの国に対し、輸出入信用を与える。

<貿易>

21. 開発途上国にとって、輸出は外貨獲得のための第一の手段である。西ドイツ政府は、貿易障壁を除去し、かつ開発途上国を優遇するための提言を支持する。開発途上国の国際市場へのアクセスを容易にし、第三世界の世界経済への統合を図るのは、先進工業国の務めである。これはまた、GATTの新ラウンドの目的でもある。
22. 過去の多くの国の経験に照らして言えば、関税障壁と補助金による輸入代替政策は、技術進歩への適応を妨げ、輸入代替産業に対する（不当な）優遇措置を必要とした。第三世界の中で多くの国は、この誤ちを改め、輸出増大と併行して市場を開放した。（これらの国の中で）国際市場において競争力を持つに至った国は、国際貿易のパートナーとして、相当の責任を分担すべきである。
23. 開発途上国の一次産品の、先進工業国への市場アクセスに対しては、いかなる制限も設けられてはならない。先進工業国の保護主義の傾向は、開発途上国の発展と世界経済への統合を妨げている。特に、二国間あるいは分野別の制限的貿易協定について、このことはあてはまる。
24. 一次産品の輸出が開発途上国における主な収入源であり、かつその価格が不安定であることに鑑み、西ドイツ政府は、特に最貧国において、一次産品の輸出収入の安定を市場原理に反しない方法で、図ることが重要であると考え。これは、生産の多様化を試みる開発途上国の努力と矛盾しうるものであるが、政府は（別途）ODA及び民間協力の助長を図ることにより、多様化の努力を支持する。

25. 先進工業国のみならず、開発途上国間における市場開放も必要となるが、この点に関し、西ドイツは、ASEANやアンデス条約機構などの地域内協力を促進する機構の発展を歓迎する。これらの機構は、開発途上国の世界経済への統合を妨げることなく、域内市場の拡大に貢献している。

〈財政見通し〉

26. 開発途上国は、ODA、貸付、直接投資による資本を必要としている。

27. 80年代後半には、70年代にみられたようなODAの急速な増加は期待できず、今後、多くの途上国は貸付の返済に窮するであろう。

特にアフリカ諸国は、民間金融市場からの借入れ能力が極めて限られているため、多くをODAに依存している。

28. 借入れ能力があり、より開発の進んだ国に対しては、商業銀行と多国間融資機関との協調融資が望ましい。ODAの増大につれて、西ドイツ政府は、ODA予算と(Kfwの)貸付を組み合わせた混合借款を拡大してきている。

29. たいていの開発途上国は、貸付よりも直接投資を望む。直接投資は、国際収支にあまり負担を与えずかつ、技術的あるいは経営のノウハウの移転を伴うからである。西ドイツは、開発途上国への直接投資を増大させるための環境作りに協力する。

〔2〕 開発援助政策の目的と原則

〈目的：開発〉

30. 西ドイツの開発援助政策の目的は、開発途上国における人々の経済・社会的状況を改善し、彼らの創造的成長のための機会を提供することである。それゆえ、まず、人々の基本的要求を充足し、彼らの自助努力を助長する。そして、自律的發展の前提となる経済・社会開発に寄与すると共に、地域内協力を促進し、開発途上国の世界経済への統合を助長する。

31. 西ドイツの開発援助政策は、第一に貧困層を対象とし、彼らの基本的要求を充足し、彼らの自助能力を強化することを目指す。

32. 貧困層の救済には、経済・社会的基盤の整備が必要条件であるが、西ドイツは、これらの整備に対し、自ら努力する国を援助する。

33. 国際経済協力は、相互依存の世界の安全を確保するために必要であり、西ドイツは、開発途上国がこの協力に関与することを評価する。

〈国家政策における開発協力〉

34. 経済協力の主目的は第三世界の諸国の開発である。外交政策・経済政策及び開発政策は相互補完的であり、第三世界との（対等の）パートナーシップに基き、協力という形に収斂する。

他の政策と同様、西ドイツの開発援助は、援助国の利益と同時に、西ドイツの国益に資すものである。

35. 開発援助政策は、国際平和と安定を目指す国策の一環として、平和的手段による問題の解決に寄与し、非同盟主義及び政治・経済活動の自由の拡大を促進する。西ドイツは、東西対立が第三世界に持ち込まれることに断固として反対する。

36. 人権擁護は、西ドイツの主要政策目標の一つである。経済協力は、開発途上国の法治主義及び民主化を促進する。この過程において、文化・社会・宗教的な独自性も考慮される。（しかし）全体主義体制において、一部の住民の人権が脅かされた場合、外国政府による公的援助は、困難ないし不可能となる。この場合必要な援助は、NGOを通じて行われる。

〈自助のための援助〉

37. 西ドイツの開発援助は、開発途上国の、特に貧困層の自助を促すために行われる。このためNGOとの密接な協力が求められると共に、開発途上国側の自助を推進するための努力が奨励される。

38. 開発は政府だけの努力によるものではなく、社会全体の、とりわけ貧困層の自助努力に依拠する。後者の努力が政府によって支持された時に最も良い成果が得られる。西ドイツの開発援助は、この点に注目し、力点を置く。

39. 自助のための援助は、自律した集団ないし組織に対して行われる。この際、他からの干渉を排すること、援助は柔軟に運用されることが大切である。

〈援助の範囲〉

40. 西ドイツ政府は、国連により設定された目標に照らし、官民合わせてのフローが、GNPの最低1%になるよう努力する。

41. 80年代後半の財政計画において、経済協力省の予算は、総予算の伸び率を上回って増大する。GNPに占めるODAの比率は、他の援助国の平均をはるかに上回っている。* 国連による目標である0.7%は、西ドイツにとって、ガイドラインである。（* 1985年DAC平均0.35%に対し、西ドイツは0.47%）

〈効率を増す開発援助〉

42. 公的援助は、それ自体十分でないにもかかわらず、多くの援助が未だ有効に使われていない。

— 一般的枠組

43. 西ドイツは、様々な経済社会体制の国に対し、援助を行っているが、従来の経験から言えば、一般的枠組として、法治主義と市場原理に基く体制の国家との協力が、最も成功を収めている。

— 政治対話

44. 西ドイツは、開発途上国と政治対話を行い、開発に対する障害、基本となる開発政策などについて協議する。

多国間援助の場合には、西ドイツは、世銀やIMFなどで行われている政策対話を支持する。

— 調整

45. 援助国間の調整は協力の効率を増す。地域レベルでの調整は、実施段階において不可欠である。加えて、西ドイツは二国間援助の際の多国間における調整の必要性を念頭に置いている。特に、EC、世銀の諮問機関、UNDPなどとの調整である。

— 評価

46. 西ドイツ政府は、開発援助の効率を確保するため、政治的及び経済的観点からの評価を行い、その成果をシステムティックに活用する。この過程において、相手国のみならず他の援助国あるいは国際機関や民間組織とも協力し合う。

〈資金の地域配分〉

47. 資金の地域配分の基準は、開発のレベル・可能性、開発に必要となる一般的諸条件整備への意志、外交政策、貿易利害、歴史的・文化的関係である。

— より貧しい開発途上国

48. 西ドイツはまず第一により貧しい開発途上国への援助を行う。特に、サブサハラ諸国に対して、食糧供給、公衆衛生の分野における短・中期的援助が必要である。

49. より貧しい国の中でも、36カ国の最貧国について、特別な考慮を払う。

— より進んだ開発途上国

50. 西ドイツは、より開発の進んだ開発途上国が全ての分野においてバランスのとれた成長を遂げるために、公共サービス、教育、環境保護、インフラ、都市開発などの分野において協力すると共に、科学・技術分野における協力も推進する。

〈分野別プライオリティ〉

51. 分野別プライオリティは、各々の国の実情に合わせて個別に決定する。

52. しかし、全ての分野において、女性に対しては特別な考慮をする。特に、女性

の負担が重い、農業・水・エネルギー供給などの分野及び女性が影響を受けやすい、公衆衛生・住宅・食糧供給・(職業)訓練などの分野は重要である。

西ドイツの分野別最優先プライオリティは、食糧安全保障と農村開発に置かれる。

53. 西ドイツの開発援助政策の主目標は、開発途上国とりわけアフリカにおいて食糧を確保することである。
54. 農業増産のため、小規模農家に対する資機材の供給と流通システムの確立及び農業調査が特に重要である。また、これらの前提として、土地制度、長期リース、そして農業生産を刺激する市場・価格政策に問題があってはならない。
55. 食糧援助が長期に及ぶことが受入国の生産を妨げ、かつ消費者に悪影響を与えるという考えは、少なくともアフリカの一部の国において、非現実的な考え方であることが証明された。西ドイツは、今後も、食糧援助規約 (Food Aid Convention) に基く援助を継続する。

食糧援助の副作用を限定するために、ECの諸規則及び食糧援助規約に準拠し、可能な限り援助用食糧を途上国から調達する、食糧援助の食糧安全保障プロジェクトへの統合を推進する。加えて、総合的な食糧生産政策との調和を図る。

56. 離村による都市の無秩序な拡大を避けるために、農村開発を行う。このために、公衆衛生・教育・交通・水・エネルギー供給などの社会・経済インフラの開発が必要である。手工業・交易・農業普及制度・相互扶助組織なども重要である。

—環境保護

57. 自然・生活環境の保全と回復は、開発援助の全ての分野において不可欠である。西ドイツは、この観点から、全ての開発プロジェクトに検討を加える。
58. 天然資源の保全あるいは、健全な環境 (生態学的環境) の回復も重要である。中でもプライオリティは、熱帯雨林の保全と砂漠化の阻止にある。
59. 西ドイツは、環境保護のための国際取極めの強力な唱道者である。

—エネルギー供給

60. 経済的、クリーンかつ安定したエネルギー供給システムのために、西ドイツは、以下の目的を追求する。
 - 非集中化されたエネルギー供給システムや、薪の経済的利用により、広範囲に亘る需要を充たす。
 - 節約・制度改善により、輸入エネルギーへの依存を少なくし、未利用のとりわけ再生可能なローカルエネルギーの活用を図る。
 - 新しいエネルギーテクノロジーの開発を促進する。

一教育の振興

61. 西ドイツは、教育インフラの開発と市民教育に対し、援助を行う。
62. 地方の実情に合った教育制度の改革を重視し、農村における教育及び女性教育を推進する。
63. 職業訓練に高いプライオリティが置かれる。特に、民間企業により、一部サポートされた実務訓練は、有望である。
64. 高等教育においては、更に開発を促す上で有効となる特定の大学及び特定の分野に重点が置かれる。また西ドイツへの留学は、開発途上国における高等教育施設の不足を補う上で、今もって重要である。

一人 口

65. 食糧生産を上回る人口の増加とそれによる生活水準の低下という多くの開発途上国での現状を踏まえて、人口政策は、家族計画と生活水準の向上を結びつける形で行われる。
66. 西ドイツは、国連人口活動基金 (UNFPA) などを通じ、人口問題への援助を増やす。二国間援助においては、文化的・宗教的伝統と共に基本的人権に留意する。人口問題の解決には、いかなる強制も伴ってはならない。また、この問題は、公衆衛生、成人教育、スラムの除去、農村開発と関連付けて取り扱われた時に成功を取めている。

〔 3 〕 開発協力の形態

67. 西ドイツは、次の4つの方式により開発援助を行う。

- 一政府間、二国間援助
- 一国際機関、ECを通じた援助
- 一民間セクターによる協力の援護
- 一NGOへのサポート

〈政府による二国間援助〉

68. 西ドイツのODAの大半は、政府間援助である。
1984年の「二国間経済・技術協力のガイドライン」(Leitlinien für die bilaterale Finanzielle und Technische Zusammenarbeit) により援助手続きの改善と簡素化が図られた。
69. 経済援助の目的は、生産能力の増大と社会・経済インフラの整備である。条件は、受入国の経済状態により異なる。LLDCに対しては、無償である。

70. 技術援助は、技術開発により、人材の質と組織の効率の向上に資す。原則として、技術援助は無償であるが、受入国の支払い能力により、応分の費用負担を求めることもある。
71. 経済技術協力は、プロジェクトレベルから、セクターあるいは地域総合開発まで、また、小規模貸付から一般商品借款に至るまで多岐に亘る。この中で特に、構造調整を含む協力形態は、多方面へ影響が及び、効果的である。
72. プロジェクトの選定は、以下の原則に基づく。
- 開発途上国側がその実施に対し責任を持つこと。
 - プロジェクトが受入国の主要問題に対処し、かつ、特別なニーズを充たすものであること。
 - 深刻な経済・財政状態にある国に対しては、長期プロジェクトよりも短期の対策を優先し、また新規投資計画に代えて、現況の能力の確保を図ること。
 - 社会・文化的側面を考慮すること。
73. 西ドイツは、他の二国間援助供与国や国際機関と共に協調融資を行う。
74. 更に、混合借款 (Mischfinanzierung) というODA予算と借款 (Kfwの資金) を組み合わせた援助方式がある。これによれば、受入国の開発に資すと同時に貸付によるリターンも確保することができる。この援助の供与により得られる条件は、受入国にとって、通常の金融市場で得られるものよりも明らかに有利な好条件となっている。
75. 全ての場合において、西ドイツ政府は、開発プロジェクトが西ドイツの雇用状況に有利な影響を与えるように配慮する。但し、同時に、国際競争の原則を尊重する。
76. 第三世界における熟練労働者の不足を緩和するため、その養成に努めると共に、ドイツ人専門家も派遣も行う。
77. 中堅技術者及び管理者の研修は、ドイツないし第三国で行いうる。通常、これらの研修への参加に際しては、基礎的な教育を修了しかつ数年の実務経験を有することが条件となる。
78. 大学教育を受けた者や専門家などを、母国へ再統合させるためにも援助を行う。
(頭脳流出の防止)
79. 人材援助は、主に政府ないし民間のドイツ人専門家の派遣から成る。
- 派遣専門家は、西ドイツの組織との契約に基き、アドバイザーとして開発途上国へ派遣される。
 - 開発ボランティアは、開発途上国において、政府が認めた機関によるプロジェ

クトへ派遣される。

—現地上級専門家 (Integrierten Fachkräften) は現地法人との契約による俸給に加えて、西ドイツ政府から補助金を受け取る。

〈ECを通じた開発援助〉

80. 開発援助はECの政策の中で重要な位置を占める。
81. その大半は、ロメ協定に基く66カ国のACP諸国 (アフリカ、カリブ海、大洋州諸国) 及び地中海沿岸諸国との協力である。
82. 西ドイツは、ECがアジア、ラテンアメリカを含むグローバルな協力を推進することが大切であると考えている。
83. ECとEC加盟国がより適切に調整を行うことが、援助の効率を増すために必要である。更に、ECの規則で開発途上国に悪影響を与えるものは、改正ないし廃止すべきである。

European Volunteer Programmeは、広範囲にわたるヨーロッパの協力形態を示す好例として、今後、開発援助プロジェクトとの関係を深めてゆくのであろう。

〈多国間援助〉

84. 国際機関では、見解や利害の相違はあるが、地域・分野にかかるプライオリティを決定し、多国間協力の形態で合意に達することは可能である。
85. 多国間援助は、主として以下により構成される。
 - 援助国では力の及ばない、あるいは開発途上国のグループ全体に及ぶプログラムの実施
 - 政策対話及び複雑な改革・調整プログラムの実施のサポート
 - 開発援助の効率を増すための調整への参加
 - 緊急事態の早期発見と対策の調整
 - 特定分野における合意の形成及び行動計画の調整
例：人口活動、麻薬撲滅運動、熱帯病対策、環境保護
 - 最貧国への援助の促進
 - 開発途上国間の協力の促進と地域開発計画の実施
 - 地域の枠を越えた障害除去のための、グローバルな調査の組織
例：農業セクター
86. 80年代後半には、国連システムの効率化が特に問題となるであろう。

西ドイツは、国連機関における官僚主義、業務の重複、組織の肥大化などを改善しようとする努力を支持する。また、このために以下のことが必要となる。

 - プライオリティの高い分野へ援助を集中する。

- 機関相互の連繋を密にする。
- 独立した組織体に評価を委ねる。
- 各機関のプログラムのフィージビリティを高める。
- 議論の多い政治問題を、多国間開発援助の場に持ちこませない。

87. 西ドイツのODA総額に占める国際機関（ECを含む）への拠出は約30%であるが、この割合は、今後の援助計画策定にあたっての目安となる。

88. 世銀グループ、アジア開銀、米州開銀、アフリカ開銀などの国際開発銀行は、援助国（資金供与国）に対し、応分の負担を求めるべきであり、かつ、組織内での意思決定権は、その負担（出資金、拠出金など）に応じて分配されるべきである。また、西ドイツは、これらの開発銀行の西ドイツ金融市場へのアクセスを今後も支持する。

89. 西ドイツは、UNDPを中心とする国連グループの技術援助活動を支持すると共に、UNDPとの連繋なしにプログラムを拡大している専門機関に対し、懸念を表明する。

90. 西ドイツ政府は、UNDPが経験豊富な分野のプロジェクトを支援すべく信託金を拠出することによって、多国間技術援助への支出を増加させる。

〈民間における経済関係と開発協力〉

91. 民間協力は第三世界の発展に不可欠である。西ドイツ政府はこれを援護する手段として、まず、中小企業の活動を支援する。

92. 民間セクターによる協力は、資本だけでなく、経営や技術のノウハウも移転する。政府は、民間協力推進のため、以下のような資金援助を行う。

- ドイツ開発投融資会社（DEG：Deutschen Finanzierungsgesellschaft für Beteiligungen in Entwicklungsländern GmbH）への参加。
- 開発途上国に支店を開設する企業への貸付
- 新技術の開発途上国への導入を促進するための貸付
- （現地での）工場内研修を支援するための無償資金援助

93. 西ドイツ政府は、上記の資金援助に加えて、協力に関心を持つ企業に対して、アドバイスを行う。また、1983年に開始した上級専門家サービス（SES：Senior Expert Service）も活用する。

94. （政府は）また、西ドイツ商工会議所と途上国の信用金庫、信託機関あるいは小規模会社の互助組織との協力を支援する。

95. 開発途上国への投資に有利な状況を作り出すために、西ドイツ政府は、開発途上国との二国間投資促進条約および二重課税にかかる協定を締結する。政府は、

また、政治的リスクのある国への民間投資に保障を与える。

96. 開発途上国の西ドイツへの輸出による収入は、西ドイツのODAの10倍に達する。政府は、更に開発途上国の西ドイツへの輸出促進を支持し、同時に開発途上国が必要とする物資の西ドイツからの輸入を期待する。輸出信用を付与するにあたって、これら開発援助政策基準が考慮される。

〈NGOによる開発援助〉

97. 開発協力は、政府だけでなく社会全体の関心事であり、NGOによる援助プログラムを支持することは、政府にとって不可欠な政策である。
98. NGOの援助は、貧困層を対象としている。政府は、その分野における彼らの活動を支持すると同時に、NGOがその活動範囲を拡大することを援護する。
99. 西ドイツ政府は、教会、政治団体その他のNGOが無償で行う援助活動を支持する。加えて、政府とNGOが協力することは、国の援助政策に対する（NGO側の）偏見を取り除くことに役立つ（と考える。）政府は、第三世界の人々の自助努力を促す形で行われているNGOとりわけ教会による援助活動を歓迎し、村落共同体の自立を促し、彼らの貧困との闘いを支援するために、これらのNGOとの息の長い協力を強化する。

政府とNGOは、援助活動において相互補完的である。道路、灌漑施設などのインフラの整備や一般的条件の向上のための政治対話などの分野では、政府間協力が必要である。一方、深刻な人権侵害や不適切な経済的条件などのために、政府間協力が不可能である場合でも、NGOによる援助は、可能かつ有効である。

〈州政府及び地方公共団体による開発援助〉

100. 西ドイツ政府は、州政府による経済協力を評価している。西ドイツの州政府による協力は、連邦政府との経済協力にかかる共同委員会により、その援助計画を調整する。
101. 州政府は、主に人による協力において貢献している。これには、開発途上国からの研修費の受入れおよび開発プロジェクトへの地方公務員の派遣などがある。
102. 州政府はまた、次の団体の後援による協力活動にも寄与している。
カールデュイスベルグ教会 (CDG : Carl-Duisberg-Gesellschaft), ドイツ国際開発財団 (DSE : Deutschen Stiftung für Internationale Entwicklung), ドイツ開発政策研究所 (DIE : Deutschen Institut für Entwicklungspolitik)
103. 州政府は更に、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの各国において、開発のために直接貢献している。また西ドイツ政府と州政府が協力して開発援助を行ったり、西ドイツ政府のプロジェクトに州政府が一部参加したりもしている。

104. 開発途上国においては、学校内教育及び学校外における市民教育が重要であり、この分野への援助には途上国政府の密接な協力を必要とする。

105. 西ドイツの市町村による協力活動は、教育などの分野において可能である。主要プロジェクトについては、市町村は西ドイツ連邦政府及び州政府との協議のもとに計画を推進する。

〈開発援助とその他の分野の協力〉

一 開発援助と人道的援助

106. 人道的援助は、当時国が独自にあるいは速やかには対処できないような災害により、人命が危機に瀕している場合に、技術救助庁(Bundesanstalt Technisches Hilfswerk)あるいは民間の救助団体により速やかに行われる。

107. 人道的援助は、災害後の復興の足掛かりを提供するものであって、各々の場合に応じて、短・中・長期の開発援助により補完される。また、人道的活動は、食糧援助プログラムと密接に関連している。

一 開発援助と文化交流

108. 対外文化政策と開発援助とは、研修・科学あるいは技術援助のフォローアップなどの領域において相互に補完し合っている。

109. 文化政策とは対照的に、開発協力プロジェクトは常に時間に制約されている。それゆえ、文化政策の領域における時間の制約を超えた諸活動は、開発協力によって培われた二国間の関係を強化する上で有益である。

110. 技術移転に時として必要なドイツ語教育は、経済協力の範疇で行われるが、これは、西ドイツの文化政策にとっても役立っている。

111. 西ドイツは、西ドイツ青少年に対する政策として、彼らによる開発協力活動への支援を強化してきている。これは、青少年に第三世界の直面する諸問題と、開発協力の緊急性を肌で理解させるという考えにより策定された連邦青年計画に基いて実施されている。

〔4〕展 望

112. 西ドイツでは、過半数の人々が開発援助に賛成であり、また援助の必要性に対する理解も深まりつつある。公衆の寄附や多数の団体による支援、とりわけ若者による活動は、困難な状況と闘う人々との連帯の証である。

113. 第三世界の問題に対処することは、工業先進国の人々にとって、忍耐強く学ぶ

ことである。開発途上国の進歩を性急に求める人は多い。また、開発とは、以下の様なものであることも、まだ一部の人に理解されていない。

一開発とは、文化的変容を伴う長い過程であり、時間を要する。

一開発とは、金だけでは達成されないものである。

一開発とは、私たち自身の歴史から理解されるように。間違いや過ちを伴うものである。

一部の人々は、期待が大きすぎたために失望した。批評家は、政治的動機から不適切な援助や失敗を一般化する。これは、結局開発途上国の人々を等閑視するものである。

114. 開発援助政策は、より地道なアプローチに依るべきである。

第三世界が抱える全ての問題を解決することは、西ドイツの役目ではないし、また私たちはそのための手段を持たない。

西ドイツの開発援助政策の目的は、他の人々の自助を支援することである。

III. 西ドイツ政府による1987/88DAC年次審査のための覚え書

(1987年8月10日, ボン)

目 次

1. 西ドイツ政府の開発政策	39
2. 1986年ODA実績と今後の動向	39
3. 援助の質, 構成及び融資条件	40
4. 世論, 広報及び開発教育	42
5. 多国間援助	43
6. 二国間ODAの地域配分	45
7. 援助の調整と計画	45
8. 制度改善に伴う援助政策の調整と開発途上国による構造調整	46
9. 二国間技術援助	47
10. 援助マネジメント	50
11. 混合借款	51
12. 調 達	51
13. セクター別援助	52
14. 環境保護	54
15. 婦人の生活環境の改善	56
16. NGO	56
17. 自助努力による貧困との闘い	57
18. その他の協力形態	57

1. 西ドイツ政府の開発政策

1987年3月18日、首相は「西ドイツ政府の開発援助政策のガイドライン」(1986/87DAC年次審査のための覚え書1-1、1986年3月19日採択)を引き続いて踏襲する旨、声明を発表した。その中で首相は、次のような分野での協力が今後とも重要であると述べた。つまり、「最貧困層への援助の集中、食糧自給の達成、自助努力の育成、女性の役割の重視、西欧型モデルにとらわれない人材開発、環境保護、そして構造調整のための援助」である。

更に首相は、経済援助の環流分 (reflow) のうち、より多くの分を次の経済援助のために用いる旨、表明した。これによると、100百万DM (46百万ドル) の環流分が1988年度予算(案)に含まれることになる。これはまた、1987年4月のDACによる援助審査に基く提言に応えるものでもある。

2. 1986年ODA実績と今後の動向

2.1 公的資金の流れ

1986年のODA (net) は、前年の8,657百万DM (2,942百万US\$, 1985年: 1 US\$ = 2,9424DM) を下回る8,318百万DM (3,832百万US\$, 1986年: 1 US\$ = 2,1708DM) であった。(訳注: ドルベースでは、マルク高のため約30%増となっている。) 1986年のODAの対GNP比は、0.43%である。これは、DACの平均0.36%を上回っている。

二国間援助は、1985年5,826百万DMに対し、1986年5,736百万DMであり、多国間援助は、1985年2,831百万DMに対し、1986年2,581百万DMとなっており、いずれも1985年のレベルに達していない。これは主に、プロジェクトのより円滑な実施を困難にしている開発途上国の経済状態に帰因するものである。更に、ドイツマルク高により、多国間援助にかかる拠出金が (マルク立てで) より少なくて済むことなども関係している。多国間援助の全援助に占めるシェアは、1985年の32.7%に対し僅かに減少し、1986年は31.0%となっている。

その他の公的資金の流れは、前年より235百万DM減少し、1986年2,464百万DMとなっている。これは主に、大蔵省によるリファイナンスの減少によるものである (この場合リファイナンスは、債務繰り延べ及び債務の一時免除を指す)

2.2 民間資金の流れ

NGOによる開発援助は、1986年1,183百万DM (545百万ドル) であり、前年の記録的なレベル、1,247百万ドルにほぼ匹敵するものであった。

商業ベースの資金の流れは、848百万DM増の5,162百万DM (2,379百万ドル) であった。これは、直接投資と輸出信用の増加が他のローンの減少を上回った

ためである。

2.3 全資金の流れ

民間資金の流れの増加により、全資金の流れは、1985年16,917百万DM(5,754百万ドル)に対し、1986年17,126百万DM(7,892百万ドル)と増加した。対GNP比は、0.88%である。

2.4 ODAの今後の動向

ODA予算の大部分を占める経済協力省の1987年度の予算は、6,883百万DM(3,172百万ドル)である。ヨーロッパ開発基金からの拠出要請額は、前年の予算枠を下回ったが、(その要請額は)今後更に減少する見込みである。また、多セクター間援助については、1988年度予算に計上すると共に、1991年度までの中期財政計画にも盛り込まれる予定である。1988年度の予算(経協省の全予算)は、1989年度とほぼ同じレベルの6,855百万DMとなる見込みである。更に、環流分100百万DM、(46百万ドル)が、新規プロジェクト、特に構造改善援助(structural aid)に、初めて、運用される見込みである。1988年度においては、一般商品借款及び構造改善援助への充当予算が前年度に対し1/3増の500百万DM(230百万ドル)になる予定である。

1989~1991年度については、中期財政計画により、経済協力省の予算は、年率約3%増とされている。これは、国家予算全体の伸び率を上回るものであり、政府が開発協力に対し、引き続き高いプライオリティを置いていることを示している。

コミットメントベースのレベルも、経済協力省の将来の予算規模を設定する上で重要である。二国間援助については、1984年まで減少を続けた後、大幅に増加し、1987年度は4,200百万DM(1,935百万ドル)で、1984年度比1/3増となっている。

3. 援助の質、構成及び融資条件

3.1 経済・技術援助

二国間援助の中心は、経済・技術協力である。これにかかる原則は、昨年(1986年)の覚え書(3.1)に示されている通りである。

1987年、政府は、開発途上国の構造調整にかかる要請に応じて、経済協力の範疇において、構造調整援助(structural aid)という新しい枠組みを導入した。1987年度分として、90百万DM(41百万ドル)が計上されることになっている。

この構造調整援助は、一セクターにおける構造改革(sectoral adjustment

programme)あるいは、経済全体の構造改革(structural adjustment programme)に資することを目的としている。一般にこの援助は、世銀の援助プログラムに則し、協調融資の形で行われる。(協調融資としては、parallel及びjointの形態が共に考えられる。)

政府は、構造調整援助の分野において、経験を重ねることを望んでおり、このための資金は、今後、数年に亘って増加する見込みである。(cf. 8.1)

3.2 二国間援助における融資条件

3.2.1 ODA借款のコミットメントベースでの総額(債務繰り延べを除く)は、1986年2,340.2百万DM(1,078,4百万ドル)である。(1985年:2,263.6百万DM)。加重平均金利は2.67%(1985年:2.93%)、返済期間38.0年(1985年:32.5年)、据え置き期間5.5年(1985年:5.9年)である。

更に、無償資金協力案件が96件(1985年88件)、656.8百万DM(302.7百万ドル)であり、これらは、主にLLDC向けである。また、例年通り、アプレイザルレポート準備のための短期専門家派遣費として、2.0百万DM、技術研修費として12.0百万DM(1985年:21.6百万DM)、計14.0百万DM(1985年:23.6百万)が支出された。

3.2.2 技術協力のディスバースメントベースでの総額は、2,671百万DM(1,231百万ドル)で、これらは全て無償である。(1985年:2,576百万DM)

3.2.3 食糧安全保障対策を含む、食糧無償援助として、260百万DM(1985年:247百万DM)、うち84%は、穀物(114.9百万DM)及び、その他の農産物(75.3百万DM)及び輸送費などであり、残り16%は、食糧安全保障プロジェクトに用いられた。

世界食糧計画(World Food Programme)への名目拠出額は、57.4百万DMである。(但し、10.5百万DMが返済された。)内訳は、通常割当て額45百万DM、穀物供出10.5百万DM及び緊急食糧援助1.9百万DMである。

アフリカ、特にエチオピア、スーダン、ソマリア及びパキスタンなどにおける厳しい食糧事情に対処するため、1986年の緊急食糧援助は、食糧援助及び食糧安全保障援助の総額の37%を占めた。この援助は、NGO、UNHCR、WFPを通じ、無償で行われた。二国間食糧援助の41%は、国際期間及び民間の人的機関を経由して供給された。

(訳注:原文に誤りなきものと仮定した場合、西ドイツでは、輸送あるいは配給などの過程で国際機関が介在しても、それを二国間援助と見做すことになる。但し、WFPへの拠出などは、当然のことながら、あ

くまで多国間援助と考えられるべきであろう。)

豊作時の余剰作物を確保するため、政府はアフリカにおける余剰穀物の買い上げと貯蔵能力増大に26百万DMを拠出した。

食糧安全保障計画 (Food-for-work projects, 緩衝在庫の設立・管理) は、1986年度において、更に推進された。

西ドイツは、ECの食糧援助計画に必要な資金の28%を拠出している。

西ドイツの食糧援助の目的は、その援助のもたらしうる望ましくない副作用を限定しつつ、開発の観点から、より効果的に食糧を供給することである。

3.2.4 ODAのコミットメントベースでのグラントエレメントは、1986年89.1%であり、前年と同様、DACのガイドラインを上回っている。

3.2.5 緊急債務救済 (debt service relief)

政府は、国際収支の悪化した開発途上国に対し、無償の緊急債務救済を行う。1986年においては、パリ・クラブでの15の多国間協議に参加した。二国間レベルでは、債務保証のため15の協定を締結した。(1985年は、12件)。債務救済総額は、1,408百万DMうち、333百万DM (1985年170百万DM) は、経済協力融資の返済に対するもので、1,075百万DM (1985年1,457百万DM) は、商業信用の返済に対するものである。

UNCTAD/TDB決議165 (S-IX) に基き、1974年以来24 (うち20はアフリカ) のLLDCとの間で、債務帳消しを行った。元利総計4,200百万DMにおよび、供与国全体の債務帳消し総額の50%以上に相当する。

4. 世論、広報及び開発教育

4.1 世論

1985年末の経済協力省の世論調査によれば、73%の国民が援助活動に肯定的である。1987年末に同様の調査を行う予定である。

4.2 広報及び開発教育

広報、情報及び開発教育活動費は、1986年度7.38百万DMであり、前年度7.15百万DMに対し3.2%増であった。うち、広報活動費は、2.36百万DM (1985年：2.31百万DM) であった。

開発教育費は、4.1%増の5.04百万DM (1985年：4.84百万DM) で、53カ国 (1985年：55カ国) を対象としたほか、「1000マルク基金」を通じて国内144の団体の活動に対しても支給された。

加えて、0.2百万DMが開発関連出版物の購入 (著作権の理由による) ために充てられた。

5. 多国間援助

第三世界の経済・社会的不均衡を解消するために、国連の諸活動は、必要不可欠である。UNシステムの効率化のためには、諸活動の重複をなくすことが大切である。

5.1 二国間及び多国間援助の比率

従来より西ドイツは、総援助額の約30%を多国間援助 (ECを通じた援助を含む) に充ててきた。この割合は妥当である。詳細については、昨年 (1986年) 度の覚え書において説明されている。

5.2 国際機関との開発協力

5.2.1 国際金融機関との協力

供与国が応分の負担をするという前提で、西ドイツは、世銀グループ、地域開発銀行及びそれらの特別基金への拠出に対し、前向きに考えている。

ドイツ金融市場へのアクセスを認めることによって、政府は、国際開発銀行への支援を継続する。

1986年度においては、世銀に約4,600百万DM米州開銀に約600百万DM、アジア開銀に約300百万DM、アフリカ開銀に約300百万DMの資金供与がなされた。

—世銀は、新たに、成長指向型構造調整 (growth-oriented adjustment) 及び長期開発プログラムを実施している。これらの活動をIMFと協同して行うために世銀は資金を必要としているが、政府は、これを支持し、世銀の年間融資額増のための増資に対し、前向きに考えている。

—1988~1990年度のIDAの第8回増資は、124億ドルである。これによってIDAは、アジアの受益国を閑却することなく、アフリカの最貧国への援助が十分に行えるようになる。加えて、IMFの構造調整促進活動 (structural adjustment facility) との関連も強化される。

政府は、この増資に現況の分担比率 (11.5%、13億ドル) に則り、参加する。加えて、自発的に特別拠出金50百万ドルの支出を行う。米、日に次いで、西ドイツは従来より引き続いて第三位である。

—IDAのサブサハラ特別基金に対し、1986年政府は91百万DMのアンタイトの拠出 (グラント内至IDAの条件に沿った融資) を行った。対象国は、ガーナ、ギニア、ケニア、マダガスカル及びトーゴである。運用については、IDAとの協議により、決定した。

—IFCに対しては、政府は39.7百万ドルの増資分担金の拠出を行った。加え

て、開発途上国への民間直接投資の促進を支援した。

—アジア開発基金 (AsDF) の第4回増資 (32億SDR) については、政府は、従来の分担率6.56%により、210百万SDRを拠出した。

—アフリカ開発銀行 (AfDB) 第4回増資における西ドイツの分担率は3.5%であるが、政府は、200%増の増資すなわち、162億SDRを拠出した。第5回増資にかかる交渉において、政府は、アフリカの危機に対処するためにAfDBグループの重要な役割への支持を表明した。

—米州開発銀行 (IDB) における西ドイツの分担率は1%であるが、政府は、IDB及びその特別基金に対し、拠出国間において適正な分担がなされるという条件で、更に追加的に拠出する用意がある旨、表明した。政府は、ラテンアメリカの債務問題を解決するためのIDBの活動を支援する。

—ラテンアメリカ及びカリブ海諸国の民間セクター、特に中小企業を支援する米州投資公社 (IIC) における西ドイツの分担率は3.13%、すなわち、6.26百万ドルである。

—国際農業開発基金 (IFAD) の役割は、農村における貧困、とりわけ最貧国における貧困を解消し、栄養、食糧事情を改善することにあるが、これは、西ドイツの開発政策のプライオリティと一致する。第2回増資における西ドイツの分担金は24.1百万SDR (分担率5.3%) であり、米、日に次いでDACの供与国の中で第3位である。また、サブサハラアメリカ特別プログラムへの拠出金は、29百万DMである。

5.2.2 国際投資保証機関 (MIGA : Multilateral Investment Guarantee Agency)

1986年7月24日、政府は、MIGA設立規約に署名し、現在批准手続中である。西ドイツの資本分担は、5%、10億SDRとなる予定で、これは、米、日に次いで第3位である。

5.2.3 多国間技術援助

UNDPの最高協議会 (Governing Council) において、西ドイツは、他の西側諸国と共に、UNDPの効率化と外部からの評価を促進するための努力を支持し、また、UNシステムにおける技術協力の組織間調整にかかる努力を歓迎する。1986年西ドイツのUNDPへの自発的拠出金は、118百万DMであった。また、国連人口活動基金 (UNFPA) へ37.7百万DM、国際扶養計画連盟 (International Planned Parenthood Federation) へ6.3百万DMの支出を行った。

西ドイツが参加するプロジェクトを行う国連機関に対し、1986年は、46.4百万DMの基金を委託した。

6. 二国間のODAの地域配分

6.1 基準

二国間ODAの地域及び国別配分は、開発のレベル、開発ポテンシャル及び基礎条件整備のための自助努力の度合に基き、決定される。

6.2 資金の地理的配分

ディバースメントベースで二国間ODAのほぼ42%、2,084百万DMがアフリカ向けである。サハラ以南のみで33.7%を占める。これは、西ドイツが、アフリカにおける食糧自給及び（構造的）諸改革を重視しているからである。

アジアのシェアは、1986年において37%で僅かに減少した。（1985年：38.8%）

ラテンアメリカについては僅かに増加し、15.8%であった。これは、ラテンアメリカの経済立直し、社会改革及び民主化に対する支援を強化しようという政策を反映している。

6.3 グループ別配分

最貧国(LLDC)への援助のシェアは、ディバースメントベースで25%であった(1985年：25.5%)。また、(二国間ODA総額の)22.1%は、最貧国(LLDC)に対し、無償で供与された。

コミットメントの54%は、一人当たりの国民所得が400ドル未満の国に対してなされた。同時に政府は、これらの国に対し、債務問題を緩和するために実質的な寄与を行った。

7. 援助の調整と計画

7.1 援助の調整

政府は、援助形態の改善のための努力を継続する。この重要性については、昨年(1986年)度の覚え書(8章)で述べた。

西ドイツの在外ミッションは、1986年12月のDACのガイドラインに従い、援助形態の改善状況について定期的に報告するものとする。

7.2 国別援助計画(Country Programming)

国別援助計画を策定するにあたって、政府は、ボトルネック及び援助効率を高めるための基礎条件の抽出に留意する。ボトルネックに関わる全ての要因を各ケース毎に考察すると共に、とりわけセクター相互の連関にかかる概念を重視する。

この評価にあたって、政府は、IMFを含む他の援助機関の考えに配慮する。また、全般に亘るその国の開発戦略の中で、受益国と共に、各プロジェクトについての決定を行う。

7.3 プロジェクトの計画とアプレイザル

二国間協力の内容と手続にかかる新しいガイドラインが1984年春に採択された。これによって初めて、従来別々に扱われてきた資金援助と技術援助が、一定の原則のもとに統合されることになった。また、これは、行政の簡素化を促進する。

経済協力省は、援助の計画と実施にかかる見通しを、“Logical Frame Work”メソッドに基く、システム・アナリシスによって行った。(これによって、事務書類の様式は、改められた。)このアプローチでは、システマチックな表示法と、意思決定にかかる個人的要因の検査により、プロジェクトの目的の明示と手数の提言及び予想されるリスクの評価が行われる。この中で、問題の分析、目的の分析と評価及び影響の分析が経済的に検討される。プロジェクトの計画及び実施の各段階における詳細については、昨年(1986年)度のメモランダムで述べた。

8. 制定改善に伴う援助政策の調整と開発途上国による構造調整 (structural adjustment)

8.1 多セクター間プログラムと構造調整援助

従来の単一セクタープロジェクトでは、開発途上国の構造的脆弱性に帰因する開発問題を解決できないということが、近年、明らかになりつつある。政府は、より広範なアプローチをとり、多セクター間プログラム (sector-related programme) を策定するために、1986年250百万DMのコミットメントを行うと共に、構造調整援助 (structural aid) として90百万DMの支出を1987年より毎年行うこともコミットした。後者は特に、世銀のプログラムに対応し、既に構造調整改革に着手している国に対して行われる。

8.2 メンテナンスとリハビリテーション

原則として政府は、上述の予算を、新規プロジェクトへのファイナンスのレベルを維持し、あるいは向上するために運用する。投資については、実施機関の能力を検査すると共に、技術的な助言やスペアパーツの供給などに必要な資金を調達するのに用いられる。短期専門家や上級専門家は、特にこれらのために派遣される。

8.3 ローカルコスト

多くの開発途上国において、構造的に困難な要因があることを考察し、政府は、ローカルコストに対する補助を行う。これは、特にBHNや農村開発のプロジェクトあるいは、インフラ整備にかかるプロジェクトに適用される。ハイテクノロジーを志向する中進国にとって、これらの社会開発にかかる援助は、重要である。

しかしながら、原則として政府は、ローカルコストは、受益国によって負担され、かつ、最終的には、そのプロジェクトによって返済されるべきであるという立場をとる。

8.4 資金計画の見直し

政府は、相手国との協議により、初期の資金計画の見直しを行う。これは、当初計画されたプロジェクトにプライオリティが置かれなくなった場合に行われた。1986年は、見直し額は465百万DMであった。

8.5 協調融資

昨年(1986年)度のメモランダム(8.3)で説明したように、政府は他の援助機関との協調融資が、構造調整を促進するために望ましい手段であると考えている。西ドイツは、1977年から1986年の間に122件6,400百万DMの協調融資を行った。これは、コミットメントベースでの資金協力の27%にあたる。

地理的には、協調融資の45%が対アフリカ向けであり、33%がアジア、20%がラテンアメリカとなっている。また、対LLDC向けのシェアは30%である。

9. 二国間技術援助

9.1 今後のニーズに合った技術援助

長期的観点から技術援助の目的と任務を再検討した結果、政府は今後の技術協力にとって、ノウハウと技術の動員とそれらの適用を可能にする条件の創出が重要であると考えている。これまで以上に技術援助は、受益国の状況及び社会構造に適合するものでなければならない。

原則的には、アドヴァイザーは、非能率な組織内で単純に割り合てられた職務を行うために派遣されるべきではない。しかし、同時に、政府は、開発途上国の組織・制度を尊重し、それらを前提として援助を行う。これに関し、民間組織との協同及び援助実施機関(NGOを含む)の効率化が、従来以上に重要となる。(cf. 9.2)

西ドイツは、今後も、受益国において調整の中核となる機関との協議を必ず経た上でコミットメントを行うという手続を採る。これによって、セクター毎の開発戦略に沿ったニーズの変化に対し、常に適応することが可能となる。

政府は、農業、教育・研修、行政機関などが、特に重要な分野であると考え
る。教育については、西ドイツは、一般教育の制度改革への支援を強化する。

9.2 Institution Building

技術協力のほとんどの分野で、制度の確立と拡充は重要な役割を果たす。例
えば農業では、作物保護、農業普及サービスや農業調査研究所など。また産業
分野では、中小企業を支援する制度、開発銀行、特許事務所、度量衡検定所な
ど。インフラ分野では、電気通信、港湾行政、鉄道敷設及び維持管理などであ
る。

狭義の行政分野における援助がInstitution Buildingにとって重要である。こ
れは行政教育機関の設立と拡充及び西ドイツでの研修などの形態をとる。国際
開発協会（DSE）の中央行政（教育）機関（ZÖV）は、この研修の分野で20年
以上の実績がある。その中には、地方行政のための上級研修コースもある。数
年来、DSEは、ポルトガル、中国、韓国を対象とした個別のプログラムも実施
してきた。更にDSEは、（開発途上国の）行政教育機関に対する援助を強化する
ことを検討している。

行政スタッフの研修に加えて、政府は、行政組織全体にかかる援助も行う。
プライオリティは、財政、税関、地方行政、計画及び統計などの分野にある。

技術協力開発公社（GTZ：Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit）
では、開発途上国の行政機関の効率化のための援助も行っている。サヘル地帯
の食糧安全保障のパイロットプロジェクトにおいては、穀物緩衝在庫管理にか
かる上級行政研修を検討中である。

教育・科学とりわけアフリカにおける大学教育の拡充のために、Institution
Buildingは重要な役割を果たす。政府は、アフリカにおける大学運営のためのス
タッフの研修を検討中である。

9.3 専門家の研修

専門家のための研修は、主に、GTZのフィールドワーカーを対象としている
が、専門家派遣を予定している他のドイツの機関のスタッフも受講できる。派
遣前研修（人／月）は、1984年：1021、1985年：1073、1986年：1100となっ
ている。

上述の研修とは別に、GTZ及びその他の援助機関は、プロジェクト専門家の
養成のために、8つの異なる形態の研修を行っている。（cf. 昨年（1986年）度
覚え書9.2）

9.4 民間セクターによる技術協力

9.4.1 上級専門家サービス (SES: Senior Expert Service) は、ドイツ産業界の専門家をプールした非営利組織である。1983年から1985年にかけて経済協力省は、このSESの活動を支援するために、1.9百万DMを支出した。このサービスは、開発途上国で活動する企業などに、経験豊かな専門家を斡旋し、また、アドバイスを与えるというものである。1983年以来、SESは、2.06百万DMの収入があった。1986年の専門家のアサインメントは、100件(1985年: 81件)であった。

9.4.2 商工会議所、銀行及び貿易会社間の連繋によって、従来の公的援助ではアクセスできなかった産業セクターへの支援が行われている。この連繋は、1984年頃より急速に増えてきているが、その中でも、銀行の果たす役割が特に重要になっている。

この民間協力では、他のプロジェクト(公的セクターによるプロジェクト)と異なり、いわゆる“free executing agencies”と呼ばれるところの機関(民間)がプロジェクトの実施母体となり、西ドイツ及び相手国政府の相互の了解の枠組の中で、活動が行われている。実質的には、民間先行の実施形態になりがちであるが、前述の政府間の取極も、セーフガードとして有効な役割を果たしている。

この方式の利点は、政府の影響を極小化し、(民間セクターの創意を活かす)ことにあるが、政府は、ここ数年の間は、この形態を試行的なものと考えており、パイロットプロジェクト(1984年以来12件のうち、1986年: 2件)実施のため、1984年より、総額28.9百万DM(うち、1986年: 2.8百万DM)をコミットしている。

9.4.3 開発途上国における現地企業研修(in-plant training)の推進にかかるガイドラインの見直しが1986年に行われた。従来の研修に加えて、現地で活動している(ドイツの)企業における短期の研修(特に、意思決定、計画から施行に至る過程の学習など)が可能となっている、更に開発途上国の企業や研修機関もこの新しい研修システムへ参加することができる。特に他の協力形態とこのシステムとの相互連関ができることは、望ましいと考えられる。1985年及び1986年において、このシステム推進のために、16百万DM、31件の新規プロジェクトへのコミットメントがなされた。

最近の例として、アンデス5カ国における金属加工生産管理にかかる上級研修がある。これによって現在まで500人を超える生産管理者が研修を受けた。また、今後、この研修を地域的に拡大することも検討中である。その他、

タイやエル・サルヴァドルにおける手工業分野での研修や、ASEANにおける輸出用家具生産にかかる研修などもある。

9.5 州政府 (Länder) による協力

近年、国際協力における州政府の果たす役割がますます重要になってきている。特に、開発途上国の人々を受け入れて行う研修の多くは、州政府に依存している。

州政府が国際協力のために行った支出は、1986年では、総額413百万DMにおよぶ。このうち、319百万DMは、第三世界からの学生を受け入れる研修所の整備のために用いられた。

10. 援助マネジメント

10.1 中枢機関と在外代表部 (訳注：経協省は、海外事務所を持っておらず、現地における援助行政は、経協省から外務省の在外公館へ出向した職員が主に担当している。)

増大する業務量に対応しつつ、マネジメントと調整能力のレベルアップを図るために、経済協力省は、電子制御のデータ処理 (EDP) の拡張、現地における援助行政の見直しを行うと共に、1988年度予算における定員増を要求している。

西ドイツは、100カ国を超える開発途上国に対し援助を行っており、それらを調整する中枢機関が不可欠となっている。一方、現地における援助行政は、外交ミッションが担当しているが、政府は、現地のドイツ大使館における援助担当のスタッフ (seconded staff) の増員を鋭意検討中である。

10.2 実施機関の組織の見直し

政府の提言に基づき、技術協力開発公社 (GTZ) 及び開発投融資公社 (DEG: Deutsche Finanzierungsgesellschaft für Beteiligungen in Entwicklungsländer) の各々の運営審議会は、各々の組織及び援助システムにかかる見直しを行った。この見直しの目的は、援助効率のレベルアップとニーズの変化への適応を図ることにあつた。DEGについては、特に、ドイツの中堅企業の開発途上国での活動への支援を強化するために、体制の充実を図るべきであるという指摘がなされた。また、GTZ、DEG共に、諸外国の例も含む過去の参考例をレビューし、将来のニーズに適合した技術協力や民間セクターの協力を促進するために、内部組織の改編が求められている。

現在、改革にかかる概案が、各々の運営審議会及び経済協力省において検討されている。

(訳注：GTZは、セクター別編成を改め、地域別に再編成することを検討中である。)

10.3. 評価 (evaluation)

政府は、評価が援助効率を高めるために重要であると考えている。評価システムの基本原則については、昨年(1986年)度の覚え書(10.1)で述べた。

1986年においては、全プロジェクトにかかる評価がなされた後、提言として、即時中止(9件)、フォローアップ(5件)、引き渡し完了まで継続(18件)、改良を加えて継続(13件)などの意見が出された。

評価には、開発途上国の専門家が独立した立場で参加することが望まれる。また、フィードバックシステムについては、1986年においては、評価に基づく提言の多くが実際に実行された。年次報告書には、提言がどのように活かされたか、あるいは、活かされなかった場合は、何故かについて説明がされなければならない。

DACの提言に基づき、評価の重点は、長期プロジェクトの影響評価(assessment)、及び女性の地位向上・環境保護など多セクター間に亘る問題の検討に置かれている。

国民の要望に応え、経済協力省は、9年間の評価活動概要報告書を出版した。また、パンフレットとして配布されている“Aus Fehlen lernen-Neun Jahre Erfahrungen in der Evaluierungspraxis, Feststellungen und Empfehlungen”は、英語版・仏語版も入手可能である。(英：Learnig from Mistakes, 仏：Apprendre par les Erreurs du Passé)

11. 混合借款 (mixed financing)

混合借款の形態をとることによって、開発協力のための予算を他の資金源と連繫させ、プロジェクトのニーズに合わせる事が可能となる。この借款によるプロジェクトの選定、評価あるいは実施は、他のプロジェクトと同様に、開発政策基準に則って決定される。

混合借款は、プロジェクトの進捗等により著しく変化するため、今後のコミットメントの総額を具体的に提示することはできない。(cf, 1984年：1,962.7百万DM→1985年：712百万DM→1986年：1057.5百万), 平均すれば、過去数年間においては、資金援助の約16%が混合借款の形態をとった。

実施手続、セクター別・地域別配分共に前年と比べて大きな変化はない。

12. 調達

政府は、開発途上国が不利益を被らないために、調達において競争原理が確保

されるべきであると考え。 (競争入札等を経ない) 直接契約についても、価格の審査が行われる。

政府は、有効な国際競争入札のための最低条件 (Minimum Condition for Effective International Competitive Bidding) に準拠して調達が行われることを確認する。

13. セクター別援助

第三世界の諸国の状況とニーズが多様であることに鑑み、援助のセクター別配分を決定するための原則は、実際に有効とはなりえない。いかなる国においても、現在のセクター別援助は、政策対話 (policy dialogue) 及びそれによって、当該セクターがボトルネックとなっていると判断された結果に基くものである。

13.1 農業、農村開発及び食糧安全保障

農業、農村開発及び食糧安全保障の分野における西ドイツの援助の中心は、対アフリカ援助である。(サブ・セクターについての詳細は、昨年 (1986年) 度の覚え書 (12.1) で述べた。)

1986年、政府は、ここ数年来のアフリカにおける食糧危機に対処すべく、農業研究の対象としてアフリカを中心に考えることにした。つまり、食糧増産に加えて、国立の研究施設がアフリカ諸国に必要であると考え、「アフリカ農業研究のための特別計画」 ("Special Program for African Agricultural Research") を世銀及び他の供与国と協同して策定した。

同時に政府は、今後10年間を目途に、農業研究の新しい目標を設定し、そのうちいくつかは既に実行に移されている。研究施設への資金援助に加えて、特別のプログラムも計画されている。

政府は1971年度以来、総額で260百万DMの援助をこの分野のために行った。うち、1986年度は、27百万DMである。

13.2 エネルギー

石油危機の短期的効果 (悪影響) は、その後の石油価格の下落によって緩和されたが、非産油開発途上国において、エネルギー問題は未だ深刻である。政府は、これらの国における輸入依存度の軽減、エネルギー開発技術の改善にかかる援助を、経済性及び環境保全などと調和を図りながら行っている。

エネルギー資源の探査・開発にかかる二国間援助のコミットメントは、1985年：740百万DMより1986年：783.1百万DM (二国間援助の20.1%) に増大した。うち、642.6百万DMは資金援助であり、140.5百万DMは、技術援助である。技術援助の中でも、エネルギー特別計画 ("Special Energy Programme)

へのコミットメントは、1985年の24.3百万DMから1986年の41.4百万DMへとほぼ倍増した。これは西ドイツが、農村開発のための配電網の整備などの地方におけるエネルギー供給状況の改善を重視していることの表れである。また、このためには、地方の実情に促したエネルギー開発、すなわち、水力、太陽熱、風力、バイオマス、蓄力・人力などの安価で再生可能なエネルギー開発が望まれる。

13.3. 保健・人口

13.3.1 保健対策に重点を置いた原則については、昨年（1986年）度の覚え書（12.3.1）で述べた。1986年において新しく生じた問題は、AIDSの世界的流行である。

政府は、開発途上国及び先進工業国の双方において、AIDSの漫延とそれに附随する様々な危険について懸念を繰り返し表明してきた。AIDSの流行は、全世界に対する挑戦（challenge）であり、開発途上国及び先進工業国が相互に協力して対処しなければならない。政府は、自ら進んで、この分野における開発途上国との協力の拡大を望むと共に、WHOのプログラムに参加する用意がある。1986年、既に政府は、2つのパイロットプロジェクトへ0.5百万DMのコミットメントを行い、また、AIDSキャンペーンと協同して、ザイールの輸血システム改善のために3百万DMを供与した。更に、血液銀行にかかる協力を拡大するために、プロジェクトファインディングミッションをアフリカに派遣する予定である。

1986年の保健対策費の総額は、202.7百万DMである。（昨年は、213.9百万DMであったが、これは2年間、すなわち1985-1986年にわたるコミットメントの総額であった。）

（訳注、1986年のコミットメントの一部は、1985年度及び1986年度にダブルカウントされていることになる。ただ、1986年度の総額については、2年間に亘る（pluri-annual）コミットメントだけで構成されているわけではないので、実質的には増額であるというのが原文の「主張」であろう。）

13.3.2 政府は開発途上国の人口問題への対策が重要であると考えている。このセクターにおける西ドイツの援助は、主にUNFPA（UN's Fund for Population Activities）及びIPPF（International Planned Parenthood Federation）を通じて行われる。更に、WHOの特別計画の一つである人間の生殖活動にかかる研究に対しても拠出を行う。

政府は、この分野について二国間援助も行っている。この目的は、一定の

年齢層に避妊法を教え、彼らが責任をもって子供の数を制御することによって、人口の増大を緩和し、かつ子供の健康の増進を図ろうとするものである。

教育とカウンセリングは、家族計画の中で不可欠な要素である。Motivation Campaigns (動機づけのためのキャンペーン) は、避妊器具の配布と組み合わせられて、家族計画の受入れを容易にするのに役立っている。但し、この分野では、民族問題を考慮しなければならない。また、1984年メキシコシティでの国際人口会議での決議に従い、西ドイツは墮胎及び強制不妊措置に対する援助は行わない。

家族計画を、保健対策の一環として組み込んだことは、成功であった。更に、政府は農村開発プロジェクトに家族計画をより多くとり入れることを検討している。

1986年、政府は、人口問題対策の分野で、二国間援助として23.3百万DM、国際機関を通じた援助として46.7百万DMを拠出した。

13.4 住宅

1987年は、国連・国際居住年 ("International Year of Shelter for the Homeless) である。これにちなんで政府は、国内外において、様々な企画を行った。カール・デュイスベルグ協会 (CDG: Carl Duisberg Gesellschaft) は、このために研修にかかるパンフレットを作成した。国際開発財団 (DSE: Deutshen Stiftung für Internationale Entwicklung) は、1987年のHABITAT フォーラム (ベルリン) の枠組の中で、この分野での研修にかかる国際会議や開発政策フォーラムを開催した。GTZ (技術開発公社) は、ラテンアメリカを主な対象としたセミナーや研修を行い、また、関連情報をまとめて出版した。(このGTZの活動は、コミットメントベースで1.5百万DMになる。)ベルリンの建設・住宅局は、1987年のHABITAT (国連人間居住環境会議) フォーラムの準備に現在取り組んでいるところである。(このフォーラムへの参加予定者は、50カ国から250人である。) この会議はNGOとの密接な協議のもとに組織されている。同時に、「第三世界の住宅」 ("Housing in the Third World") というタイトルで、全国的な展示会や各種イベントが予定されている。住宅及び都市開発にかかる西ドイツの開発政策は、最近改訂 (update) され、セクター毎の政策パンフレット (sector policy papers and brochures) に詳しく述べられている。

14. 環境保護

政府は、様々なレベルにおいて環境保護に関する援助を行っている。特に、1985年以後は、かなりの進展があった。この年より、全ての実施中のプロジェクトに

ついでに環境アセスメントに基づき、政府は、将来の全ての二国間援助によるプロジェクトのアセスメントをシステマティックに行う方法を開発した。この方法すなわち、環境影響評価 (EIA: Environmental Impact Assessment) は、環境への影響を評価するための実践的な方法であって、専門家のワーキング・グループの協力を得て、経済協力省によりとりまとめられた。これには、農業、インフラ、鉱業及び工業セクターのプロジェクトを評価する際の補助手段として、60種の基準 (criteria) と評価表 (rosters) が含まれている。更に、排出及び人体摂取にかかる国際基準及び開発途上国各国の基準のリストも整備されている。1987年についていえば、EIAはプロジェクトの計画、評価 (appraisal) 及び管理 (monitoring) の各段階で、不可欠なパートを構成することになるであろう。

このように、環境問題をプロジェクトの構成要素として取り込むことによって環境保護及び天然資源の保全などが名実ともに確保される。例えば、鉱工業プロジェクトにおいて、清浄な空気の維持と、無害な産業廃棄物をプロジェクトの目標の一つとして考えること、あるいは農業プロジェクトにおいて、長期的収量 (可能収量) の安定や土地利用形態の安定など生態学的側面を考慮すること、また、木材のプロジェクトを、森林マネジメントや森林の回復 (reforestation) と組み合わせることなどである。同時に、環境保護及び資源保全を主目的としたプロジェクトも、二国間協力においてますます重要となってきた。特に重要なのは、土地利用形態の適正化 (土地条件への適正化)、森林育成、砂漠化防止、砂防に関するプロジェクトである。西ドイツの援助は、(特にプロジェクトを実施するとどまらず) 土地利用計画の策定や環境・資源保全のための組織造りに対して助言を行うなどの活動にまで及んでいる。また、都市・工業地区については、下水道及び廃棄物処理に重点が置かれている。

政府は、FAOによる「熱帯森林保全のための行動計画」 (“Tropical Forest Action Plan”) や、Sahel諸国による砂漠化防止のための地域計画 (CILSS) などに積極的に参画している。政府はまた、国連環境計画 (UNEP) による情報交換の機会を活用したり、あるいは、開発プロジェクトの環境影響評価の内容と適用法についてのOECDの提言の草案作成に参加するなど、この分野で積極的な活動を行っている。

1986年、コミットメントベースで二国間協力の63%、2,520.7百万DM (1985年：2,154.3百万DM) が、環境保護に対し、中立的なプロジェクトのために支出された。また、8%、296.4百万DM (1985年：363.1百万DM) が環境保護を促進するプロジェクトのために支出された。但し、この296.4百万DMの中には、環境保護

を主たる目的とはしないが、それに対し、有益な効果を及ぼしうるプロジェクトはまだカウントされていない(訳注：前述のEIAにより効果が算定された後、確定される)

15. 婦人の生活環境の改善

西ドイツの開発政策において、婦人の開発 (the promotion of women) とは、開発途上国における婦人の生活環境の改善を意味する。このため、政府は1985年ナイロビで開催された国際婦人会議において、全会一致で採択された開発戦略にかかる提言を実行に移すべく努力を続けている。

可能な限り多くの分野のプロジェクトにおいて、婦人のニーズが考慮されるようにするために、政府は、婦人のニーズを反映する基準をプロジェクトの計画、実施、評価の各段階において追加し、これに沿った形で、実施方針(policy papers)及びアプレイサルのガイドラインの改訂を行った。これによって、近代化の結果として、婦人が損害を被るということはなくなるであろう。(例えば、従来、高額の労働対価への融資—work loan—を行うことによって、劣位賃労働者である婦人が職を失うことがあった。)

更に、政府は、婦人のニーズ充足を目的とする二国間援助プロジェクトの統計処理を改善するために、プロジェクト評価のガイドラインを改訂した。この新しいガイドラインは、1985年から採用されているが、これは可能な限り多くのプロジェクトの計画・実施段階において、婦人の利益(権利)が確保されるのに役立っている。この基本的考え方は、開発の過程においていかに婦人の地位の向上を図るかということにあり、これは、西ドイツの全ての援助機関の意思決定において考慮される。政府は、パイロットプロジェクトで得た成果を、定期的にこのガイドラインにフィードバックすべく努力を継続する。

婦人の地位向上を目的とするパイロットプロジェクトのために、政府は、1986年3.3百万DM(1985年：4.6百万DM)のコミットメントを行った。1979年以來の総額は、49百万DMに及ぶ。何らかの形で婦人の地位向上に貢献したプロジェクトは、全体の14%である。

また、この分野で多くの経験を持ち、現地のプロジェクト実施機関と協同して活動を行っているNGOによって、多くのプロジェクトが実施されている。

16. NGO

政府は、安定したマンパワー、財源及び技術力を兼ね備えた教会、政治団体及び70におよぶその他の民間団体による援助活動を支援している。昨年と比べて、教会や政党と無関係な団体への資金援助がかなり増加している。

1986年、政府はNGOの開発計画に対し、その資金の50%以上をNGOが自ら調達する場合、それを補助すべく492百万DM (1985年：465百万DM) の無償資金供与を行った。更に、NGOの開発教育活動を支援するために、5百万DM (1985年：4.84百万DM) を、また、食糧援助活動を支援するために、42百万DM (1985年：同額) の支出を行った。従って、総額539百万DM (1985年：512百万DM) つまり開発援助関係予算の8%がNGO支援のために拠出された。

1962年から1986年の間に、NGO支援のために経済協力省は5,500百万DMを支出した。このうち約3分の1にあたる1,900百万DMは、1983年から1986年に支出されたものである。これは、NGOの活動が近年ますます重要になってきていることを示している。

17. 自助努力による貧困との闘い

貧困層の自助努力を促進するための援助は従来以上に重要となっている。開発過程において、経済・社会・政治的により大きく基盤を形成することが大切であるが、そのためにはまず、農村及び都市周辺部で多数を占める貧困層が彼ら自身を組織し、自らイニシアティブを持つことが必要である。

1983年、経済協力省は、この分野のために特別作業班 (special unit to work) を設けた。この活動については、昨年 (1986年) 度の覚え書 (13) で述べた。1986年、更に、この作業班は、政府機関及びNFOと協力して、1989年までの暫定的ワーキンググループを組織した。このグループの活動内容は、

- 一 テーマ別、組織制度別のケーススタディ
- 一 この分野で内外で働くスタッフの育成
- 一 政府とNGOの分担にかかるガイドラインの作成

などである。個別の検討課題としては、貯蓄の促進、クレジットの拡大、互助基金制度、ラテンアメリカにおける土地分割、インフォーマルセクター、インフラ、政府レベルでの支援活動などである。

18. その他の協力形態

18.1 民間セクターによる開発協力

民間セクターによる開発協力の促進は、政府の援助活動の中で重要な位置を占めている。商業契約の斡旋、運転開始のための資金の融資 (take-off loan)、投資補助、資本投資保証と輸出信用保証にかかる二重課税問題についての協定の締結など、政府は、民間セクターの活動促進のために、多様な援助を行っている。この支援活動には、開発協力に加えて、貿易の促進という目的がある。従って、場合によっては他の関係各省との調整が不可欠となる。

政府は、開発のために望ましい政治制度とインフラの整備のために民間活力を利用するということが最適であると考えている。ビジネスやテクノロジーのノウハウを移転するためには、民間協力は不可欠である。民間セクターによる開発協力の促進のため、政府は以下(18.1.1~18.1.5)のような活動を行っている。

18.1.1 Business Cooperation Programmeによるアドヴァイス・サービスは、開発途上国の企業が西ドイツの民間企業のノウハウにアクセスすることを容易にするためのものであり、外国との接触の少ない中小企業を主な対象としている。これらの企業による貿易を促進し、政府直営の援助活動の補完を図るものであるが、活動内容は、それに特に限定されていない。重要なことは、常に長期的視点に立ち、開発途上国の企業の自立を促しつつ、同時にドイツの民間企業との取引が増すことによって、両国間の相互依存関係を深めていくということである。

1986年、このための支出は、コミットメントベースで17.4百万DM(1985年：15.3百万DM)であり、1987年には、19百万DMになる予定である。

18.1.2 Subsidiary Companies' Programme(訳注：Subsidiary Companyは通常、「子会社」のことであるが、ここでは単に「中小企業」を指す)は、中小企業による海外投資活動の促進を目的とする。このために、調査・投資資金のための融資として、利率3.5%、内至2.5%、返済期間最長15年のローンが与えられる。

このプログラムは政府の開発政策の中で重要なものとなっている。何故なら、中小企業による開発途上国への直接投資は、民間協力の中で特に効果的だからである。借り手からのデータによれば、1986年に行われたプロジェクトによって、約2,790件(1985年：4,415件)の雇用が開発途上国において創出された。

1986年、27.8百万DMが、41のプロジェクトのため支出され、25.7百万DMがこのプログラムの一環としてコミットされた。(1985年は各々36.4百万DM及び55.4百万DM。)

18.1.3 民間セクターによる技術移転のために計画されたTechnology Programmeによって経済協力省は、新テクノロジーの移転の促進を図った。このプログラムの目的は、新テクノロジーを開発途上国が導入するにあたって生じるリスクを軽減するとともに、新テクノロジーを移転するためのインセンティブを西ドイツの企業に与えることである。このために、超低利のローン、

すなわち5年間の優遇期間(利子1%の支払)、引き続き10年間(2.5%)を返済期間とするローンである。このローンは、マネジメントやローカルスタッフの研修費に当てられる。更に、プロジェクトを計画するための調査費の70%までがローンの対象となる。また、これらのローンの対象となったプロジェクトが経済的に成功しなかった場合、政府はローンの返済請求権を撤回することもありうる。

1986年の貸付総額は、10プロジェクトに対し、14.9百万DMであった。うち、11.3百万DMは現金貸付であった。

18.1.4 開発投融资会社(DEG: Deutscher Finanzierungsgesellschaft für Beteiligungen in Entwicklungsländern GmbH)は、民間セクターによる開発途上国との協力を促進する上で、最も重要な組織である。DEGは契約から資金調達に至るまでの全ての商業活動について、アドバイスをを行い、ドイツと開発途上国の双方の民間企業間の協力を促進する。プライオリティは、工業、貿易及び農業の各分野の中小企業の育成にある。

それ以外にも、DEGは、経済協力省が推進するSubsidiary Companies' Programme(18.1.2)やBusiness Cooperation Programme(18.1.1)に参加したり、funds-in-trustの形態による資金援助も行っている。

1986年、DEGは27カ国、41のプロジェクトに対し、109百万DMのコミットメントを行った。

18.1.5 Investment Guarantee Schemeもまた、外国への民間投資を促進する上で重要な要素である。1986年12月31日までに2,454件に対して、過去最高の8,200百万DMにおよぶ投資保証の申請が許可された。うち、1986年においては58件、456百万DMであった。

18.2 開発途上国との貿易

18.2.1 第一に重要なのは、開発途上国から先進工業国への輸出の促進である。これによって、開発途上国間の貿易や、先進工業国からの輸入も増大する。開発途上国間の貿易促進については、1986年後半にZimbabweのBulawayoにおいて、公正な貿易を促進するためのアドバイスをを行うパイロットプロジェクトが実施された。政府は、このプロジェクトの対象を生活用品だけでなく、工業用品にまで広げ、輸送・梱包についても検討し、更に、見本市開催のための無償資金援助などを行うことによって、新しい輸出品目の開発及びそれによる開発途上国間の貿易の更なる拡大を目指している。

1964年から1986年の間に、西ドイツは開発途上国の輸出促進のために44.3

百万DM（うち、1985年、1986年共に4.7百万DM）のコミットメントを行った。

18.2.2 輸出信用保証機構であるHERMESによる西ドイツの企業への輸出信用の付与及びタイトのクレジットにより、開発途上国が西ドイツから輸入を行うことが、従来より容易になってきている。経済協力省は、輸出信用付与にかかる閣僚会議において、一票を有す。（訳注：経協省がこの会議において、開発途上国向けの輸出信用付与の促進を図ってきたことが言いたいのであろう。）1986年において、新しく付与された輸出信用の66%（1985年：62.9%）が開発途上国向けの輸出に対するものであった。（うち、23%が、OPEC諸国向け輸出に対する信用であった。）多くの開発途上国向けの輸出が減少してきているが、これは、それらの国における外貨不足及び債務問題に帰因している。

開発途上国に供給された財やサービスに関するindemnity payment（1986年においては、indemnity payment総額の74%を占める）の増大に対する世銀及びIMFの提言は重要である。これは、債務問題が深刻な国に対しては、その国が世銀及びIMFとの協議に基き、構造調整政策を採るという条件で、保証を与える（=輸入代金の支払を猶予する、あるいは支払義務を免除する）という内容のものである。政府は原則としてこの提言を支持し、ケース・バイ・ケースで柔軟に対処していく考えである。

18.2.3 西ドイツと開発途上国との貿易量は次のとおりである。

ヨーロッパ及びトルコを除く地域との貿易は減少を続け、1986年は1980年の水準以下である。特にこれらの地域からの西ドイツの輸入の減少が大きい。（これも相俟って1986年は1984・1985年の入超から6,500百万DMの出超に転じた。）この輸入総額の減少は、石油を含む一次産品の価格の低下及びマルク高によるものである。また、開発途上国への輸出の減少は、開発途上国における債務問題の深刻化によるところが大きい。開発途上国からの輸入に占める製品及び半製品のシェアは、1981年から1986年にかけて、28.7%から47.4%へと着実に拡大している。同じ期間に、工業原料のシェアは、54.9%から25.8%と減少している。しかしながら、輸出収入に占める一次産品のシェアが50%以上である開発途上国は依然として多く、85カ国あまりに及ぶ。

OPEC諸国との貿易収支は、1985年：-1,900百万DMから1986年：+10,300百万DMへと出超に転じた。OPEC諸国への輸出は、9,000百万DMに減少したが、これは、OPEC諸国が石油収入の大幅な減少により、投資をカット

したためである。一方、OPEC諸国からの輸入は、1985年：27,100百万DMから1986年：6,000百万DMと急激に落ち込んだ。従って、1986年西ドイツの総輸入に占めるOPEC諸国からの輸入のシェアは、僅か3%となった。

以 上

JICA